【傍聴者資料】

令和８年度
大磯町補助金等評価委員会



©KANAGAWA2013

日時：令和８年５月30日（土）８時30分

場所：大磯町保健センター２階研修室

目　次

◇傍聴される皆様へお願い・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　1

◇タイムスケジュール・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　2

◇令和７年度町民活動推進補助金事業結果報告会の流れ、令和８年度
町民活動推進補助金事業採択に係る審査会の流れ・・・・・・・・・　3

◇令和７年度町民活動推進補助金事業結果報告会資料・・・・・・・・　4
１．みずべぐらしプロジェクト・・・・・・・・・・・・・・・・・　5
２．地域と人、人と人をつなぐ、大磯写真プロジェクト・・・・・・　8
３．地域にひらいた、日中のこどもの居場所づくり事業・・・・・・　10
４．障害の有無にかかわらず安心して暮らせる居場所づくり・・・　13

◇令和８年度町民活動推進補助金事業採択審査会資料・・・・・・・・　15
１．障害の有無にかかわらず安心して暮らせる居場所づくり・・・　16
２．ヤッホーシネマ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　25
３．「地域の写真室」プロジェクト-写真でつなぐ、大磯の記憶と人 。　37
４．みずべぐらしプロジェクト事業・・・・・・・・・・・・・・・・　46
５．大磯小学校ウィンドオーケストラ(吹奏楽団)活動・・・・・・・　60
６．ぷちおおいそ２０２６・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　68
７．パラスポーツ普及・推進事業・・・・・・・・・・・・・・・・・　78

◇令和８年度町民活動推進補助金事業募集案内・・・・・・・・・・・・　87

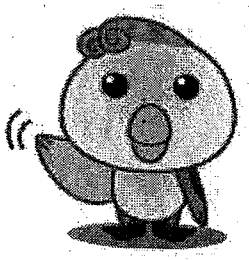

～傍聴される皆様へお願い～

1　事業評価の時間は、議事の進行により多少前後する恐れがあります。

2　会場内の座席は自由となっていますが、席を移動される場合には、他の傍聴者の皆様や評価委員の妨げにならないようできるだけ休憩時間にお願いします。

3　事業評価中は、お静かに傍聴ください。

4　会場内での携帯電話は、マナーモードにするか、電源をお切りください。

5　事業評価中の傍聴者からの御質問は、受け付けませんので御了承ください。

6　事業評価中は、作業内容に公然と批評を加えたり、拍手その他の方法により賛成、反対などの意向を表明したりしないでください。

7　会場内に傍聴者の意思を表明するもの（例：のぼり旗、プラカード、横断幕など）を持ち込まないでください。

8　評価委員会の許可なく録画、録音、撮影等はしないでください。

9　報道関係者が報道目的で、撮影や録音を行い、又は取材を行う場合があります。

10　評価委員会の運営方法に支障となるような行為はしないでください。

11　その他、係員の指示する事項を守ってください。

※　これらの事項を守っていただけない場合や、評価委員・事務局の指示に従っていただけない場合には、退席していただくことがあります。

～　タイムスケジュール　～

【令和７年度事業報告及び令和８年度町民活動推進補助金事業採択審査】
（Ｒ７報告：４団体　Ｒ８審査：７団体）

時間	報告／審査	事業名	団体名
8:40～8:55	Ｒ７報告	みずべぐらしプロジェクト	みずべぐらしプロジェクト
9:00～9:15	Ｒ７報告	地域と人、人と人をつなぐ、大磯写真プロジェクト	Lopo（Life of Photography Oiso）
9:20～9:35	Ｒ７報告	地域にひらいた、日中のこどもの居場所づくり事業	ほとり
9:40～9:55	Ｒ７報告	障害の有無にかかわらず安心して暮らせる居場所づくり	トコトコ
※休憩・審査会準備			
10:05～10:25	Ｒ８審査	障害の有無にかかわらず安心して暮らせる居場所づくり	トコトコ
10:30～10:50	Ｒ８審査	ヤッホーシネマ	ヤッホーシネマ
10:55～11:15	Ｒ８審査	「地域の写真室」プロジェクト -写真でつなぐ、大磯の記憶と人。	Lopo（Life of Photography Oiso）
11:20～11:40	Ｒ８審査	みずべぐらしプロジェクト	みずべぐらしプロジェクト
11:45～12:05	Ｒ８審査	大磯小学校ウィンドオーケストラ（吹奏楽団活動）	大磯小学校ウィンドオーケストラ
昼休憩			
13:05～13:25	Ｒ８審査	ぷちおおいそ 2026	ぷちおおいそ実行委員会
13:30～13:50	Ｒ８審査	パラスポーツ普及・推進事業	湘南西部スポーツクラブ
※公開審査終了、発表者・傍聴者退席			

※進捗状況により時間が前後することがございますので、御了承ください。

■令和７年度 町民活動推進補助金事業結果報告会の流れ

① 事務局（町民課）より概要説明

↓【約１分】

② 団体による結果報告プレゼンテーション

↓【５分】

③ 補助金等評価委員による団体への質疑応答

↓【10 分】

④ 終了

■令和８年度 町民活動推進補助金事業採択に係る審査会の流れ

① 事務局（町民課）より事業概要説明

↓【約１分】

② 申請団体によるプレゼンテーション

↓【５分】

③ 補助金等評価委員による団体への質疑応答

↓【約 15 分】

④プレゼンテーション、質疑応答が終了した団体は退席

↓

（全団体のプレゼンテーション、質疑応答終了後）

⑤ 補助金等評価委員による評価協議

↓【約 25 分】

⑥ 補助金等評価委員の評価決定

令和７年度

町民活動推進補助金事業結果報告会

資料

第９号様式（第13条関係）

大磯町町民活動補助金実績報告書

令和　8年　4月　23日

大磯町長　池田　東一郎　様

団体等の名称　みずべぐらしプロジェクト
住所　[redacted]
TEL
代表者名　代表　長谷部　駿

令和７年６月 17 日付　磯町第 54 号をもって補助金交付決定のあった、みずべぐらしプロジェクト事業について、次のとおり事業を実施したので、大磯町町民活動補助金交付要綱第 13 条の規定により報告します。

１．事業効果

【水辺の「公共的価値」の再発見と日常化】
・これまでイベント利用などの一時的な活用に留まっていた不動川河口周辺を、日常的に立ち寄れる「居場所」として再定義しました。
・継続的な『SUP 体験会』や『週末みずべぐらし』の実施により、水辺を特別な場所ではなく「暮らしの延長」として親しむ住民が増加し、公共空間の新たな活用モデルを提示できました。

【多世代・多様な背景を持つコミュニティの形成】
・20 代から 60 代という幅広い層が参加し、特に大磯町への移住者や移住検討層にとって、地域と繋がるための重要な窓口（サードプレイス）として機能しました。
・参加者同士の「ゆるやかなつながり」が生まれ、リピーターが活動の運営や企画に主体的に関わり始めるなど、地域活動の担い手の育成に寄与しています。

【空き家の再生と地域資源の循環】
・不動川河口付近の築 53 年の空き家を水辺の拠点として再生し、約 80％の改修を完了させたことで、地域住民の交流拠点としての物理的な基盤を確立しました。
・拠点を通じた木工体験や外部クリエイターとのコラボレーション、さらには空き家相談所併設カフェの企画・デザイン協力など、地域の経済・文化活動への波及効果を生み出しました。

２．事業実施期間
2025 年 4 月 1 日　～　2026 年 3 月 31 日

3．事業実施内容（具体的に）

1. 事業全体の概要

大磯町内の水辺空間（不動川河口等）を活用し、自然体験とコミュニティ活動を組み合わせた「みずべぐらし」の実践・普及事業を行いました。体験型のイベントから日常的な交流拠点の運営まで、段階的なアプローチで地域住民の交流促進を図りました。

2. 各取り組みの実施内容

- SUP 体験会（計 18 回開催 / 参加者 72 名）
  - 4 月から 10 月にかけて月 2〜3 回の頻度で実施しました。
  - 単なるスポーツ体験に留まらず、拠点から河口までの移動を通じた自然観察や、水辺での語らいをセットにすることで、地域の魅力再発見を促しました。
- 週末みずべぐらし（計 36 回開催）
  - リピーター向けに「Weekends SUP」「水辺の集い（焚き火）」「水辺クリーン」を継続的に実施しました。
  - 新企画「ご近所サウナ」を導入し、自然を活かした心身の健康増進（ととのい）の場を日常の風景の中に創出しました。
- 水辺の拠点の整備と開放
  - 空き家のトイレ・浴室改修、SUP 用具ラック設置、交流用コミュニケーションボード整備等を行いました。
  - 実験的に拠点を一般開放する「OPEN DAY」を設け、イベント参加者以外でも気軽に立ち寄れる環境を整えました。
- 地域発信・コラボレーション
  - 「LOVE のとプロジェクト」での小学生向け体験会実施や、大磯市への毎月の PR ブース出展を行いました。
  - 縁日イベント「tamari」を開催し、地域住民や周辺活動者との交流機会を最大化しました。

3. 工夫した点・特徴

- 「ゲスト」から「プレイヤー」への転換設計
  - SUP 体験を入り口に、Web サイトのデザイン協力や拠点改修にリピーターが関われる仕組みを作り、住民が主役となるコミュニティ運営を徹底しました。
- 公共性と持続可能性の両立
  - 誰もが参加できる公共空間（水辺）を舞台にしつつ、プログラムの有償化を進めることで、補助金に依存しすぎない「自走する体制」の構築に向けた検証を行いました。

4. 年間の実施規模

- 総活動回数： 54 回（SUP 体験会・週末みずべぐらしの合計）
- 延べ参加人数： 187 名
- 参加者の多様性： 20 代〜60 代、町内移住者および移住検討者を中心とした幅広い層

4．特記事項

第10号様式（第13条関係）

収 支 決 算 書

令和　8年　4月　23日

大磯町長　池田　東一郎　様

団体等の名称　みずべぐらしプロジェクト
事 業 名 称　みずべぐらしプロジェクト

大磯町町民活動補助金交付要綱第 13 条の規定に基づき、次のとおり当該事業にかかる令和７年度収支決算書を提出します。

項　目	科　目		金　額	内容・算出根拠等
収入の部	1．会費		0円	
	2．事業収入		0円	
	3．寄附金		180,000円	2,000円/回×参加者5名×18回＝180,000円
	4．町補助金		250,000円	大磯町町民活動推進補助金
	5．その他		73,172円	自己資金
	収入合計		503,172円	
支出の部	1．謝金		288,000円	SUPインストラクターへの謝礼金（外部）4,000円/人×4人×18回=288,000円
	2．旅費		0円	親睦旅行は補助対象外
	3．交際費		0円	補助対象外
	4．需用費	消耗品費	11,912円	イベント消耗品（薪8,400円/着火剤3,512円）
		食糧費	0円	補助対象外
		印刷製本費	19,727円	紙媒体広告物（チラシ、ポスター、パンフレット、ショップカード）の印刷代
		修繕料	0円	
	5．役務費	通信運搬費	0円	
		使用料	33,667円	Web維持費 1,500円/月、広告宣伝費18,477円
		手数料	5,000円	大磯ブックマルシェ会場出展参加費
		保険料	0円	
	6．備品購入費		144,866円	活動拠点備品、イベント備品
	7．その他		円	
	支出合計		503,172円	

（注）当該事業にかかるすべての経費について、補助対象外経費も含めて記載してください。

第９号様式（第13条関係）

大磯町町民活動補助金実績報告書

令和　8年　4月　24日

大磯町長　池田　東一郎　様

団体等の名称　Lopo (Life of Photography Oiso)
住所　大磯町神奈川県中郡[redacted]
TEL [redacted]
代表　小柴　尊昭

令和７年６月17日付　磯町第54号をもって補助金交付決定のあった、地域と人、人と人をつなぐ、大磯写真プロジェクト事業について、次のとおり事業を実施したので、大磯町町民活動補助金交付要綱第13条の規定により報告します。

１．事業効果 OISO LIFE STORIESの企画フレームのもと、町民向けの撮影・展示イベントを実施し、大磯で暮らす魅力を撮影体験・鑑賞体験を通じて町民と共有。また撮影・取材したコンテンツをもとに、教育プログラムのトライアルとしての出前授業の実施。加えて、事業計画を前倒しして今後の地域における写真文化活動拠点の立ち上げを実施した。
２．事業実施期間 2025年　4月　1日　～　2026年　3月　31日
３．事業実施内容（具体的に） ・OISO LIFE STORIESの撮影・展示イベントの開催 約60名撮影（2025年11月） ・OISO LIFE STORIESの取材・作品制作 5作品（2025年11月～2026年3月） ・OISO LIFE STORIESをモチーフにした学びのプログラム実施 大磯小学校児童約30名の大磯ライフストーリーづくり（2025年2月） ・OISO LIFE STORIESのブック（プロトタイプ）デザイン ・大磯写真家と地域のハブとなる拠点づくり（2024年12月～2026年3月） 「写真室 大磯」立ち上げ
４．特記事項

第10号様式（第13条関係）

収 支 決 算 書

令和　8年　4月　24日

大磯町長　池田　東一郎　様

団体等の名称　Lopo
(Life of Photography Oiso)
事業名称　地域と人、人と人をつなぐ、
大磯写真プロジェクト事業

大磯町町民活動補助金交付要綱第13条の規定に基づき、次のとおり当該事業にかかる令和7年度収支決算書を提出します。

項目	科目		金額	内容・算出根拠等
収入の部	1．会費		円	
	2．事業収入		円	
	3．寄附金		円	
	4．町補助金		200,000円	補助要望額と一致
	5．その他		259,106円	拠点立ち上げにおける自己資金
	収入合計		459,106円	
支出の部	1．謝金		75,000円	ブックデザイン費/執筆費
	2．旅費		円	親睦旅行は補助対象外
	3．交際費		円	補助対象外
	4．需用費	消耗品費	19,918円	撮影イベント開催 資材費
		食糧費	円	補助対象外
		印刷製本費	円	
		修繕料	237,563円	拠点関連・産廃費・資材費
	5．役務費	通信運搬費	円	
		使用料	円	
		手数料	円	
		保険料	円	
	6．備品購入費		55,892円	展示使用備品/電気スイッチ/椅子等
	7．その他		5,133円	光熱費水道費
			65,600円	拠点物件契約関連費
	支出合計		459,106円	

（注）当該事業にかかるすべての経費について、補助対象外経費も含めて記載してください。

第９号様式（第13条関係）

大磯町町民活動補助金実績報告書

令和８年４月15日

大磯町長　池田　東一郎　様

団体等の名称　ほとり
住所　大磯町[redacted]
℡　[redacted]
代表者名　代表　小柴　舞子

令和７年６月17日付　磯町第54号をもって補助金交付決定のあった、地域にひらいた、日中のこどもの居場所づくり事業について、次のとおり事業を実施したので、大磯町町民活動補助金交付要綱第13条の規定により報告します。

１．事業効果

年間110日開室。昼食は毎回調理、こどもには無償提供した。心理士は９日在室。うち１日は、こどもの発達や不登校に関する保護者のための「ピアカウンセリングの会」を開催した。
また、日ごろの創作活動の成果を発表する場として、おおいそ文化芸術祭「コドモあーと展」に出展、多くの町民にこどもの活動を知っていただいた。
補助金を利用した遠足は計３回、うち２回は若者就労支援の目的も兼ねて、就労継続Ｂ型事業所への遠足を実施した。
スタッフはボランティア活動保険、イベント時には参加者対象のボランティア行事保険に加入した。
１２月より「かたつむりの家」での出張開室を始め、国府地区での居場所拠点として、月１回活動開始。

２．事業実施期間

２０２５年４月１日　～２０２６年３月３１日

３．事業実施内容（具体的に）

★開室　１１０日（コミュニティスペースヤッホー・かたつむりの家・個人宅にて）
★遠足　４月 パークライフさん（平飼い養鶏場）
５月 東小磯で講師山谷さんを招いてFeel度walk知図
６月 湘南平ハイキング
７月 照が崎にて二宮はらっぱベースさんとの交流遠足
９月 平塚スタジオクーカさん（就労継続支援Ｂ型事業所）
10月 大磯うつわの日めぐり
12月 横浜山手西洋館めぐり
１月 左義長ななとこまいり
２月 藤沢長後NPO法人ことりのおうちさん（就労継続支援Ｂ型事業所）

3月 スティールパン奏者をお招きし、海で音と遊ぼう！（雨天のため室内で）

★イベント（こどもが活躍する喫茶ほとりは、５月から毎月１回・計１０回オープン）

4月 ダイノワガーデンで種まき参加

5月 フィンランドのお話会・シナモンロールづくり

7月 浴衣を着よう

8月 画家タテノヒロシさんによる絵画教室（郷土資料館にて）

9月 マイクロプラスティック万華鏡を作ろう

10月 ハロウィンパーティー

11月 コドモあーと展準備＆出展

12月 クリスマス会＆バイオリンミニコンサート

1月 左義長お手伝い＆写真展

3月 ポーリングアートワークショップ

★心理士在室日　9回

４．特記事項

第10号様式（第13条関係）

収 支 決 算 書

令和8年4月15日

大磯町長 池田 東一郎 様

団体等の名称 ほとり
事業名称 地域にひらいた、日中の
こどもの居場所づくり事業

大磯町町民活動補助金交付要綱第 13 条の規定に基づき、次のとおり当該事業にかかる令和７年度収支決算書を提出します。

項 目	科 目		金 額	内容・算出根拠等
収入の部	１．会費		0円	
	２．事業収入		0円	
	３．寄附金		200,393円	
	４．町補助金		110,000円	
	５．その他		0円	
	収 入 合 計		310,393円	
支出の部	１．謝金		53,000円	心理士¥3000×10・専門家謝金¥1万×2 ネイチャーガイド¥3000×１
	２．旅費		9,850円	横浜・平塚・藤沢等 遠足交通費
	３．交際費		0 円	補助対象外
	４．需用費	消耗品費	55,757円	クラフト用品・教材・書籍・運動器具
		食糧費	90,219円	補助対象外
		印刷製本費	17,667円	パンフレット・名刺印刷
		修繕料	0円	
	５．役務費	通信運搬費	20,780円	webサイト¥17160・ドメイン使用料¥3520 fax¥100
		使用料	60,000円	活動拠点使用料¥5000×１２
		手数料	0円	
		保険料	3,120円	ボランティア活動保険¥2000・ 行事保険¥1120
	６．備品購入費		0円	
	７．その他		0円	
	支 出 合 計		310,393円	

（注）当該事業にかかるすべての経費について、補助対象外経費も含めて記載してください。

第９号様式（第13条関係）

大磯町町民活動補助金実績報告書

令和　8　年　4　月　20　日

大磯町長　池田　東一郎　様

団体等の名称　トコトコ
住所　大磯町[redacted]
℡　[redacted]
代表者名　代表　白砂　有里子

令和７年６月 17 日付　磯町第 54 号をもって補助金交付決定のあった、障害の有無にかかわらず安心して暮らせる居場所づくり事業について、次のとおり事業を実施したので、大磯町町民活動補助金交付要綱第 13 条の規定により報告します。

１．事業効果 障害児と家族のためのプールイベントや広いスペースで遊ぶ、SNS の活用開始、行政への提案相談など、居場所づくりや情報交換・交流という目的に対し、土台をつくることができました。
２．事業実施期間 2025 年　4 月　1 日　～　2026 年　3 月　31 日
３．事業実施内容（具体的に） ・８月　２回　障害手帳をお持ちの当事者と家族に向けに、てるがさきプールを１時間貸し切り実施 ２回目８家族 16 名が参加　１回目は、地震による津波のため中止 ・12 月　居場所づくり親子で遊ぶ　２家族が参加 ３月　居場所づくり親子で遊ぶ　３家族が参加 ・２か月に１度　家族情報交換会 ・福祉課との情報交換や災害訓練参加
４．特記事項

第10号様式（第13条関係）

収　支　決　算　書

令和　8年　4月　20日

大磯町長　池田　東一郎　様

団体等の名称 トコトコ
事業名称　障害の有無にかかわらず安心して暮らせる居場所づくり事業

大磯町町民活動補助金交付要綱第 13 条の規定に基づき、次のとおり当該事業にかかる令和７年度収支決算書を提出します。

項　目	科　　目		金　　額	内容・算出根拠等
収入の部	１．会費		円	
	２．事業収入		円	
	３．寄附金		円	
	４．町補助金		47,655 円	
	５．その他		3,180 円 円 円	自己資金
	収　入　合　計		50,835 円	
支出の部	１．謝金		3,180 円	クオカード@500×6
	２．旅費		円	親睦旅行は補助対象外
	３．交際費		円	補助対象外
	４．需用費	消耗品費	44,355 円	パラバルーン、風船、ラミネーター、PCインク、用紙等
		食糧費	円	補助対象外
		印刷製本費	円	
		修繕料	円	
	５．役務費	通信運搬費	円	
		使用料	3,300 円	施設利用料てるがさきプール１回
		手数料	円	
		保険料	円	
	６．備品購入費		円	
	７．その他		円 円 円	
	支　出　合　計		50,835 円	

（注）当該事業にかかるすべての経費について、補助対象外経費も含めて記載してください。

令和８年度

町民活動推進補助金事業採択審査会

資料

第１号様式（第９条関係）

大磯町町民活動補助金企画提案申請書

2026年　4月　20日

大 磯 町 長

団体等の名称　トコトコ
住所　大磯町[redacted]
TEL [redacted]
代表者名　白砂　有里子

令和８年度補助金の交付を受けたいので、大磯町町民活動補助金交付要綱第９条に基づき、次のとおり大磯町町民活動補助金企画提案申請書を提出します。

１．事業区分（大磯町補助金等交付規則別表第１の公募型補助事業から選択） 福祉対策事業
２．事業名称 障害の有無にかかわらず安心して暮らせる居場所づくり
３．事業目的 障害のある方が住み慣れた地域で安心して過ごせるために、居場所づくりや情報交換・交流・情報発信をしていく。
４．事業計画（具体的に） 令和８年度【２年目】 ・保護者向けの茶話会を各月で実施　ニーズを把握　・勉強会検討 ・情報紙を発行検討　年１回～3回を目指して作成検討 ・プールイベント２回出来たら３回実施、バスでプール施設へ外出(練習と実施) ・福祉事業所との関係づくり、行政との連携　・ヘルプマークグッズ作成検討 ・SNSなど活用、情報発信・もうひとつの家(仮称)のための情報収集、協力要請、計画作成 令和９年度【３年目】 ・茶話会(気持ち・情報共有)とテーマのある勉強会などを定期的に行う ・居場所の定期イベント継続　・啓蒙活動　情報誌など　・町外への外出活動検討 ・もうひとつの家(仮称)のための計画作成、実施に向けた動き　・グッズ作成の計画 令和10年度【４年目】 ・居場所の定期イベント継続　・大人の当事者も参加しやすい企画　・勉強会実施　外部講師など ・もうひとつの家(仮称)のための計画作成、実施に向けた動き　・他団体との協力
５．補助希望額 令和８年度希望額　22.950円 前年度　交付決定額　54.000円（※該当団体等のみ）
６．特記事項

【添付書類】

・当該事業にかかる収支予算見込書（第２号様式）、町民活動団体概要書（第３号様式）、大磯町町民活動補助金事業計画書（第４号様式）・団体等の設立趣旨、組織機構がわかる書類、会員名簿
・前年度事業実績書及び決算書（※該当団体等のみ）

第２号様式（第９条関係）

収 支 予 算 見 込 書

2026年　4月　20日

大磯町長

団体等の名称　トコトコ

事 業 名 称

障害の有無にかかわらず安心して暮らせる居場所づくり

次のとおり当該事業にかかる令和８年度収支予算見込書を提出します。

項　目	科　　目		金　　額	内容・算出根拠等
収入の部	１．会費		12,000円	@2,000×6家族
	２．事業収入		10,950円	外出活動　参加者で負担
	３．寄附金		円	
	４．町補助金		22,950円	補助要望額と一致
	５．その他		円	自己資金
	収 入 合 計		45,900円	
支出の部	１．謝金		円	
	２．旅費		15,000円	親睦旅行は補助対象外 レンタカー10,000円　ガソリン高速代
	３．交際費		円	補助対象外
	４．需用費	消耗品費	21,000円	工作用品 情報誌作成　印刷代 パソコンインク・用紙等
		食糧費	円	補助対象外
		印刷製本費	円	
		修繕料	円	
	５．役務費	通信運搬費	円	
		使用料	9,900円	施設利用料　3,300×3
		手数料	円	
		保険料	円	
	６．備品購入費		円	
	７．その他		円	
	支 出 合 計		45,900円	

※　当該事業にかかるすべての経費（見込額）について、補助対象外経費も含めて記載してください。

第３号様式（第９条関係）

町民活動団体概要書

団体名	トコトコ
代表者名	白砂　有里子
所在地	住　所：大磯町[redacted] 電　話：[redacted]　FAX： E-mail：[redacted]
発足年月日	令和６年６月１日
構成員数（会員数）	12 男４名　女８名
団体の目的	障害のある方が住み慣れた地域で安心して過ごせるために、居場所づくりや情報交換・交流・情報発信をしていく
主な活動	親子で集まり、自由に遊べる場所で活動 親の情報交換会などを行う 会員個人で講演会など勉強会へ参加 他団体への参加
年間予算	45,900円
過去における大磯町公募型補助金の交付実績	（有）（令和７年度）　・　無
過去２年間における上記補助金以外の大磯町からの補助金・助成金を受けた実績	有　（　　年度） （補助金名称：　　） （無）
大磯町以外からの補助金・助成金を受けた実績	有　（　　年度） （補助金名称：　　） （無）

第４号様式（第９条関係）

大磯町町民活動補助金事業計画書

１　事業で取り組む課題

障害のある人が、ずっと安心して地域で暮らしていくには、子どもから大人まで、気軽に立ち寄れて ほっとできる場所が必要です。
そして、支えるご家族も同じ気持ちをわかり合える人と 話したり情報を分け合える場所があると、気持ちがずいぶん楽になります。
また、地域のみなさんに障害や暮らしのことを知ってもらうためには、正しいことをやさしく伝えていくこともとても大事です。
それから、私たちのような立場の人が感じている「こんなことで困っている」という気持ちと、行政の支援が少しずれてしまうこともあります。
だからこそ、当事者、ご家族、地域の人、そして行政のみんなが、ふだんから話せる関係をつくることが大切だと考えています。

２　課題解決に向けた事業の達成目標

■令和８年度　団体設立２年目
・茶話会　保護者向けの茶話会を各月で実施　ニーズを把握　勉強会検討
・親子イベント　貸切プール２回または３回、バスでプール施設へ外出(練習と実施)　室内あそび
・連携・協働　福祉事業所との関係づくり、行政との連携　ヘルプマークグッズ作成計画
・啓蒙活動　　情報誌作成、SNS など活用、情報発信
・もうひとつの家(仮称)のための情報収集、協力要請、計画作成

■令和９年度　団体設立３年目
・茶話会、勉強会継続　参加者を広げる
・親子イベント継続
・啓蒙活動　　情報誌作成(年２回)、SNS など活用、情報発信
・もうひとつの家(仮称)のための計画作成、実施に向けた動き

■令和１０年度　団体設立４年目
・茶話会、勉強会継続
・親子イベント継続　大人の当事者も参加しやすい企画
・啓蒙活動　情報誌作成(年３回)、SNS など活用、情報発信
・もうひとつの家(仮称)のための実施に向けた動き
・他団体との協力

■令和１１年度　団体設立５年目
上記活動を継続

3　事業の内容とスケジュール（スタッフ及び参加予定人数）

令和８年　各月で茶話会　　各月で情報交換会・関係作り　チラシ・SNS 作成
　　7月８月　　貸切プールイベント実施　参加者 10 名　ボランティア 3 名
　　10 月～3 月　室内あそび（6～10 名）外出活動(6～10 名)ボランティア 1 名
　　10 月～3 月　情報誌作成
　　通年　もうひとつの家(仮称)の情報収集・協力要請・計画作成
令和９年　上記活動を継続　参加者を広げる
　　収益活動検討
　　通年　もうひとつの家(仮称)の計画作成・実施に向けた動き
令和 10 年　上記活動を継続　参加者を広げる
　　親子イベント　大人も参加しやすい企画
　　収益活動
　　もうひとつの家(仮称)の計画・実施
令和 11 年　上記活動の継続

4　事業の期待される効果

この事業を通して、地域の方々が障害のある人の暮らしや気持ちにふれることで、ふだんの生活の中での理解が少しずつ深まり、自然な交流やつながりが広がっていくことが期待されます。
また、災害や緊急のときにも、おたがいを思いやり、助け合える関係が育まれていくことで、「この地域で安心して暮らせる」と感じられるまちづくりにつながっていくと思います。
そして、障害のあるなしや年齢に関係なく、みんなが「一緒に生きていく」という気持ちを持てるようになり、支え合いながら暮らしていく共生社会の実現にも近づいていけると考えています。

5　事業継続の展望と方法

定期的に茶話会や居場所づくりの活動を続けていくことで、障害のある方が外に出るきっかけが増え、地域とのつながりが深まっていくことを目指します。
また、当事者家族が孤立することなく支えあっていける場所にもなり、活動に関わってくださる方を少しずつ増やしながら、地域の中で「応援したい」「参加したい」と思ってもらえるような雰囲気をつくっていきたいと考えています。
さらに、自治会や近くの団体ともつながり、情報を分け合ったり支え合ったりしながら、お互いの活動を長く続けていけるような関係づくりを大切にしていきます。

【該当の場合のみ御記入ください】

6　（同一事業で２回目以降の補助を申請する場合）過去に補助を受けた事業の成果と引き続き補助を受けることによる事業の発展見込などを御記入ください。

前年度の活動では、他団体への参加や、産業観光課の協力、福祉課への相談など、さまざまな方々とのつながりに支えられながら、無事にイベントを実施することができました。活動を重ねる中で、地域の多様な立場の方々と関わり、行政との連携を深めていくことの大切さを強く感じた一年でした。こうしたつながりが、当事者家族の安心につながり、地域全体の理解や支え合いの土台になることを実感しています。
今後も、茶話会などの当事者家族との交流を地道に続けながら、関係機関や地域団体との協力体制を少しずつ築いていきたいと考えています。家族が気軽に集まり、悩みや思いを共有できる場を継続しつつ、将来的には地域の拠点となる場所づくりを目指して、活動を発展させていきたいと思っています。
また、1 年間の取り組みを通して、「もうひとつの家（仮称）」という構想を描くに至りました。これは、障害児者がありのままの自分を受け入れられ、安心して生活できる住空間を、家族と行政が協働して運営することを目指す家です。単に“居場所”を提供するだけではなく、暮らしを家族だけで抱え込まず、同じ立場の家族や地域の人々とともに支え合いながら営んでいくことで、地域で安心して暮らし続けられる環境づくりに寄与したいと考えています。
「暮らす」という日常の営みを、家庭の中だけに閉じず、地域とつながりながら共に育んでいくことが、障害のある方やその家族にとって大きな力になると感じています。今後も、地域の皆さまと協力しながら、この構想を少しずつ形にしていけるよう、活動を続けていきたいと思います。

7　（これまでに補助を受けたことのある団体等が別の事業名で申請する場合）これまでの事業と今回申請する事業との相違点を記入してください。

トコトコ　会則

（名称）

第１条　本会は、トコトコ　と称する。

（事務所）

第２条　本会の事務所は会長の指定する場所とする。

（目的）

第３条　本会は、障害のある子供から大人まで、安心して過ごせる場所づくりや様々な体験ができる活動をするとともに、支援する家族の交流や情報交換の場をつくることを目的とする。

（事業）

第４条　本会は、前条の目的を達成するために次の事業を実施する。

（１）障害のある子供と家族のための居場所づくり

（２）障害特性に応じた、様々な体験をできる機会をつくる

（３）支援する家族の交流・情報交換の場をつくる

（４）関連するセミナー、勉強会、団体への参加または見学

（５）その他目的を達成するために必要なこと

（会員）

第５条　本会の会員は、次のものとする。

（１）会の目的に賛同し入会した者

（２）その他、会長および会員が認めた者

（入会）

第６条　会員として入会しようとする者は、入会申込書を本会に提出し、承認を得るものとする。

（会費）

第７条　本会の会費は、企画毎の参加費及び寄付交付金等を以て充てる。

（退会）

第８条　会員は、退会届を本会に提出することにより任意に退会することができる。

（役員）

第９条　本会に次の役員を置く。

（1）会長　　1名
（2）副会長　1名
（3）監査役　1名
2　第1項に定める役員は会員の互選により選出する。
3　役員の任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。

（職務）
第10条　会長は、本会を代表し、その事業を総括する。
2　副会長は会長を補佐し、会長が不在の時は、その職務を代行する。
3　監査役は、本会の業務及び財産の状況を監査する。

（会計）
第11条　会の経費は企画毎の参加費及び寄付交付金等を以てこれに充てる。
2　会の事業年度及び会計年度は毎年4月1日に始まり3月31日終わる。
3　収支計画書を作成し、これを年1回総会で報告し、承認を得る。

（総会）
第12条　本会の総会は、会員を持って構成し、年に1回開催するものとする。ただし、必要があるときは臨時に開催できるものとする。
2　総会は、以下の事項について議決する。
（1）会則の変更
（2）事業の変更
（3）事業報告及び収支決算
（4）役員の選任または解任
（5）解散
（6）その他会の運営に関する重要項目
3　総会は会員の過半数の出席がなければ開会することができない。
4　第2項に定める議決は出席者の過半数の承認を以て決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

（変更）
第13条　この会則は、総会において、出席者の過半数の承認がなければ変更できない。

附則
1　この会則は、令和6年6月1日から施行する。

トコトコ 会員名簿

令和7年4月

役職	氏名	居住地域
会長	白砂 有里子	[redacted]
副会長	大﨑 恵吏子	[redacted]
監査役	樋口 アンナ	[redacted]
会員	小川 あやこ	[redacted]
会員	金谷 友紀	[redacted]
会員	山崎 れいこ	[redacted]
会員	白砂 峻大	[redacted]
会員	大崎 翼	[redacted]
会員	樋口 湊大	[redacted]
会員	小川 紡	[redacted]
会員	金谷 寛人	[redacted]
会員	山崎 りなこ	[redacted]

第１号様式（第９条関係）

大磯町町民活動補助金企画提案申請書

令和8年 4月 17日

大 磯 町 長

団体等の名称：ヤッホーシネマ
住所：大磯町[redacted]
TEL：[redacted]
代表者名：飯永 萌

令和８年度補助金の交付を受けたく、大磯町町民活動補助金交付要綱第９条に基づき、次のとおり大磯町町民活動補助金企画提案申請書を提出します。

１．事業区分（大磯町補助金等交付規則別表第１の公募型補助事業から選択）
④交流対策事業

２．事業名称
ヤッホーシネマ

３．事業目的
本事業は、映画という親しみやすいエンターテインメントを入り口に、環境問題や少子化といった複雑な社会課題に対する心理的ハードルを下げ、町民一人ひとりの意識変容と自発的なアクションを促すことを目的とする。さらに、子どもや若者の居場所となっているヤッホーを拠点とすることで、さらに多様な世代が交わり、映画で得た気づきを共有し合うことで、実際の地域活動や次世代支援へと繋げる「循環型のコミュニティ」と進化することを目的とする。

- 社会課題の「自分事化」： 知識として学ぶのが難しい社会課題を、映画のストーリーを通じて体験的に理解することで、町民の興味関心の底上げを図る。
- 対話を通じたコミュニティの活性化： 上映後に感想等を共有する場を設け、異なる世代や価値観を持つ町民同士が、地域の未来について共に考える機会を継続的に提供する。
- 「協働のまちづくり」の実践： 行政に依存するだけでなく、映画や感想共有を通して気づきやアイデアを得るきっかけづくりや、町民が主体となって課題解決に取り組む（ボランティア活動や地域貢献など）土壌をつくる。

４．事業計画
本事業は、社会課題を身近にする「映画」を起点に、町民が主体的にアクションを起こすための「対話と実践の場」を月1回定期開催する。

令和8年度【団体設立1年目：基盤づくりと試行】
本事業のスタートアップ期間として、子どもの居場所ヤッホーを拠点に月1回程度の上映会を定期的に開催。町民が社会課題を「自分事」として捉え、行動に移すための基盤を構築する。

- 拠点活用・環境整備： 上映機材を揃え、子どもの居場所「ヤッホー」をメイン会場に据え、5月より上映会を開始。アットホームな空間で、若者から高齢者までがリラックスして社会課題（環境・少子化等）に触れられる環境を整える。
- 運営体制の確立：多世代の有志による運営委員会を組織する。作品選定、著作権対応、周知・広報等の運営を確立させる。

8.4.17

- 参加者コミュニティの形成：チラシの町内公共施設や協力店舗での掲示に加え、SNSで上映作品の解説を行うなどして、参加前のハードルを下げながら、参加者コミュニティの輪を広げる。
- 外部団体・専門家との連携：「No Youth No Japan」「かながわ脱炭素市民フォーラム」「防災をHAPPYに伝える防災士まこぴ」等の社会課題に取り組む団体や専門家とも連携し、映画を観て終わりではなく、知識を実践に変えるワークショップ等を映画上映と合わせて実施する。
- **持続可能な運営モデルの検証**：適切な参加費を設定し、上映権料を賄う。 参加者を募集し、運営の自走化に向けた「サポーター制度（有料会員や協力金）」の設計を行う。

令和9年度【団体設立2年目：協働とアクションの創出】

- 映画上映の継続実施：月1回（年12回程度）の映画上映会を継続的に開催する
- 連携の拡大：1年目のネットワークを活かし、映画上映に「実践体験」を掛け合わせた1日型イベントを定期開催する。
  - ○ 例：災害に関する映画×大磯パーソナル防災マップ作成、食育映画×有機農業体験など

令和10年度【団体設立3年目：自律的な町民活動への発展】

- 映画上映とイベントの継続実施：月1回の映画上映会の継続開催、アクションに繋がるイベントの年4回程度の継続開催
- 大磯町とのイベント共同開催：これまでのノウハウを活かし、大磯の毎年のイベントである「大磯海辺の映画館」を共同開催し、参加者の輪をさらに広げながら、ヤッホーシネマの活動や成果を町全体へ波及させる
- 地域活動のハブ化： 映画上映をきっかけに発足した有志グループ（例：脱炭素eco活動広げ隊、パーソナル防災の輪を広げる活動など）へのナレッジ共有や連携を強化し、ヤッホーシネマプロジェクトが「地域活動のハブ」としての役割を担う。
- 自立型収益モデルの確立： 寄付金や協賛金、参加費の運用モデルを安定させ、補助金に依存しすぎない、町民の手による持続可能なコミュニティ文化として定着させる。

５．補助希望額

令和8年度希望額　100,000円

６．特記事項

【添付書類】

- 当該事業にかかる収支予算見込書（第２号様式）
- 町民活動団体概要書（第３号様式）
- 大磯町町民活動 補助金事業計画書（第４号様式）
- ヤッホーシネマ会則
- 会員名簿

第２号様式（第９条関係）

収 支 予 算 見 込 書

令和8年 4月 17日

大 磯 町 長

団体等の名称 ヤッホーシネマ
事 業 名 称 ヤッホーシネマ

次のとおり当該事業にかかる令和８年度収支予算見込書を提出します。

項 目	科 目	金 額	内容・算出根拠等
収入の部	１．会費	0 円	
	２．事業収入	120,000円	参加費1,200円 各回約10名参加想定 上映会を1年で10回程度開催予定 1,200円/人×10人×10回=120,000円
	３．寄附金	0 円	
	４．町補助金	100,000 円	補助要望額と一致
	５．その他	3,000 円	自己資金
	収 入 合 計	223,000 円	

支出の部	1．謝金		0 円	
	2．旅費		0 円	
	3．交際費		0 円	補助対象外
	4．需用費	消耗品費	0 円	
		食糧費	0 円	補助対象外
		印刷製本費	10,000 円	チラシ、ポスターの印刷代 50枚印刷：2,500円/回 初回＋イベント時計4回
		修繕費	0 円	
	5．役務費	通信運搬費	0 円	
		使用料	163,000円	・映画コンテンツ使用料143,000円 ※Cinemo年間ライセンスを契約 ・ヤッホーの会場使用料20,000円 └1開催あたり：500円/h×4＝2,000円 └令和8年度に10回開催予定のため、2,000円×10回＝20,000円 ※福祉センターさざれ石レクリエーション室のレンタル費用500円/hを参考に算出
		手数料	0 円	
		保険料	0 円	
	6．備品購入費		50,000円	映画上映用の暗幕一式（完全遮光・防炎仕様） └大型完全遮光・防炎暗幕遮光1級・防炎認定品（2m×4m等の大判サイズ）16,500円×2枚＝33,000円 └自立式暗幕吊り下げスタンド高耐荷重・伸縮式（最大高さ3m程度）6,500円×2組＝13,000円 └暗幕固定用強力クランプ幕とスタンドを固定する専用クリップ300円×10個＝3,000円 └隙間対策用遮光テープ養生用・光漏れ防止クロステープ2巻500円
	7．その他		0 円	
	支出合計		223,000円	

第３号様式（第９条関係）

町民活動団体概要書

団体名	ヤッホーシネマ
代表者名	飯永 萌
所在地	住 所： 大磯町[redacted] 電 話：[redacted] E-mail：[redacted]
発足年月日	2026年4月1日
構成員数（会員数）	6人
団体の目的	本事業は、映画という親しみやすいエンターテインメントを入り口に、環境問題や少子化といった複雑な社会課題に対する心理的ハードルを下げ、町民一人ひとりの意識変容と自発的なアクションを促すことを目的とする。さらに、子どもや若者の居場所となっているヤッホーを拠点とすることで、さらに多様な世代が交わり、映画で得た気づきを共有し合うことで、実際の地域活動や次世代支援へと繋げる「循環型のコミュニティ」と進化することを目的とする。 ● 社会課題の「自分事化」： 知識として学ぶのが難しい社会課題を、映画のストーリーを通じて体験的に理解することで、町民の興味関心の底上げを図る。 ● 対話を通じたコミュニティの活性化： 上映後に感想等を共有する場を設け、異なる世代や価値観を持つ町民同士が、地域の未来について共に考える機会を継続的に提供する。 ● 「協働のまちづくり」の実践： 行政に依存するだけでなく、映画や感想共有を通して気づきやアイデアを得るきっかけづくりや、町民が主体となって課題解決に取り組む（ボランティア活動や地域貢献など）土壌をつくる。
主な活動	・映画上映 ・上映した映画の関連するイベント開催
年間予算	223,000円

過去における大磯町公募 型補助金の交付実績	無
過去２年間における上記補助金以外の大磯町 からの補助金・助成金を 受けた実績	無
大磯町以外からの補助金・助成金を受けた 実績	無

第４号様式（第９条関係）

大磯町町民活動補助金事業計画書

１ 事業で取り組む課題

- 社会課題への関心の入り口不足： 多くの町民にとって、社会課題は「難解で自分とは無関係」と感じられがちであり、日常のアクション（ゴミ削減、多世代交流等）に繋がる心理的ハードルが高い。
- 地域拠点の持続可能性と多機能化： 子どもの居場所等の既存の民間拠点が、単一の目的だけでなく、多世代が交流し「地域の課題解決」を実践する多機能な場として自立・継続していくための仕組みが不足している。
- 行政依存からの脱却と「官民協働」の深化： 環境、少子高齢化、防災などの多様化する社会課題に対し、行政のリソース（予算・人員）には限界がある。行政に解決を委ねるだけでなく、町民が主体となってアクションを起こす「民間の担い手」の育成が急務となっている。
- 脱炭素おおいそ町民会議等の施策継続： 町主催の会議等で高まった町民の環境意識を、施策終了後も停滞させず、自発的な具体的アクションへ繋げる「民間の受け皿」が不足している。

２ 課題解決に向けた事業の達成目標

令和8年度【団体設立1年目】
地域拠点を活用した「月1回の上映・対話」の習慣化を図り、参加者がコンスタントに10名を上回る状況を確立する。Instagram等のSNSを活用しながら、外部団体（かながわ脱炭素市民フォーラム等）との連携基盤を構築する。

令和9年度【団体設立2年目】
外部団体や専門家（No Youth No Japan、カラフル防災アドバイザー、リペア職人等）との連携を定例化し、「映画鑑賞＋実践イベント」をかけ合わせた1日イベントを定着させる。

令和10年度【団体設立3年目】
過去2年間のノウハウやコミュニティ等を活かしながら、「大磯海辺の映画館」の共同開催や町内の保育園・学校等との連携を深めた映画上映＋イベントを実施する。参加費等の受益者負担による自立的な運営スキームを確立し、拠点の維持管理や次世代支援活動へ利益を還元できる「地域内循環モデル」を構築する。

３ 事業の内容とスケジュール（スタッフ及び参加人数）

-事業内容-

1. 月例コミュニティシネマの開催：「cinemo（市民上映会プラットフォーム）」を活用し、「食」「環境」「防災」等、大磯町の課題に即した作品を月1回上映し、対話の場を作る。
2. 実践型イベントの実施： かながわ脱炭素市民フォーラムやカラフル防災アドバイザー等の専門家を招き、防災映画×防災マップ作成、食育映画×農業体験など、映画を観るだけで終わらない対話と実践の場を提供。

3. 地域活動のハブ機能： 上映会を起点に生まれた有志グループの活動支援。
4. 収益の地域活動への再投資： 発生した収益を、会場の維持管理や地域の次世代育成に資する活動費として活用。

-スケジュール-
4月：実行委員会組織化、機材導入、先3か月の上映ラインナップの選定。
5月： 上映開始
6月～3月： 毎月1回土曜日に開催。

4 事業の期待される効果

- 課題意識の向上と行動変容： 映画と実践ワークショップ（リペア体験等）を組み合わせることで、社会課題へのハードルを下げ、町民の具体的な地域貢献アクション（資源循環、多世代見守り等）を誘発する。
- 官民協働を加速させる「民間プレイヤー」の創出： 町民が「自分たちでできること」を学び、実践する場を提供することで、行政サービスに過度に依存しない自発的な地域活動を促進し、長期的な行政コストの適正化（公共性の補完）に寄与する。
- 地域拠点の多機能化と自立継続： 「上映会場」として拠点を多機能化し、幅広い世代が利用・支援する仕組みを作ることで、民間の知恵と工夫による持続可能な拠点運営モデルが構築され、地域のセーフティネットが強化される。
- 町民活動の持続的な受け皿： 町政施策（町民会議等）で発掘された熱意ある町民に対し、継続的な学びと交流の場を提供することで、町民主体の環境活動の停滞を防ぎ、日常的な行動変容（資源循環等）を誘発する。

5 事業継続の展望と方法

- 自走可能な財源確保： 4年目までに、参加費や民間連携による収益で運営を完全自走させる。これにより、公的資金に頼り切ることなく、民間の工夫で地域の公共的な場を継続する仕組みを確立させる。
- 町民活動のハブ化： 上映会を起点に発足した有志グループが、行政の介入を待たずに自発的に活動を広げていけるよう、拠点とネットワークを提供し続け、町民主体の活動のハブとして定着させる。
- 地域ブランドへの昇華： 自主運営による「大磯海辺の映画館」との連携などを通じ、町外からも関心を集める先進的な地域活動モデルとして「文化が福祉を支える循環」を継続させる。

ヤッホーシネマ会則

（名称）

第１条　この会は、ヤッホーシネマ（以下「本会」という。）と称する。

（事務所）

第２条　本会の事務所は、大磯町[redacted]に置く。

（目的）

第３条　本会は、映画上映および対話の場の提供に関する活動（事業）を行うことにより、映画というエンターテインメントを通じて社会課題への心理的ハードルを下げ、町民の意識変容と自発的なアクションを促すとともに、多世代が交わる循環型のコミュニティを形成することを目的とする。

（活動内容）

第４条　本会は前条の目的を達成するために、次の各号に該当する活動（事業）を実施する。
(1) 映画上映会の定期開催
(2) 上映作品に関連したワークショップやイベントの開催
(3) 社会課題に取り組む専門家や団体との連携事業
(4) その他本会の目的を達成するために必要な事項

（会員）

第５条　本会の会員は、次の２種類とする。
(1) 正会員は、本会の目的に賛同し、入会した者とする。
(2) 賛助会員は、この会の事業を賛助するために入会した者とする。

（入会）

第６条　会員として入会しようとする者は、入会申込書を会長に提出し、会長の承認を得るものとする。

（会費）

第７条　会費は、総会において別に定める

（退会）

第８条　会員は、退会届を会長に提出し任意に退会することができる。
２　会員が、次の各号のいずれかに該当するときは、退会したものとみなす。

(1) 本人が死亡したとき
(2) 総会で定められた会費を１年以上納入しないとき

（役員）

第９条　本会に次の各号に掲げる役員を置く。
(1) 会長　　１名
(2) 副会長　１名
(3) 監査役　１名
２　第１項で定める役員は、会員の互選により選出する。
３　役員の任期は１年とする。ただし、再任を妨げない。

（役員の職務）

第10条　会長は、会務を総理し、その業務を統括する。
２　副会長は、会長を補佐し、会長が不在のときは、その職務を代行する。
３　監査役は、本会の業務及び財産の状況を監査する。

（役員の解任）

第11条　役員が次の各号のいずれかに該当するときは、総会の議決により、これを解任することができる。
(1) 心身の故障により、職務の執行に耐えられないと認められるとき。
(2) その他解任に相当する事項が認められるとき。

（総会）

第12条　本会の総会は、正会員をもって構成し、年１回開催するものとする。ただし、必要があるときは、臨時に総会を開催することができるものとする。
２　総会は、次の各号に掲げる事項について審議し、議決する。
(1) 会則の変更
(2) 本会の解散
(3) 事業の変更
(4) 事業計画並びに収支予算及び決算
(5) 役員の選任及び解任
(6) その他本会の運営に関し重要な事項
３　本会の会議は、会長が召集する。
４　総会の議長は、会長がこれに当たる。
５　本会の会議は、２分の１以上の出席で成立し、出席者の過半数で決議する。

（事業年度）

第13条　本会の事業年度は、４月１日から翌年の３月31日までとする。

（委任）

第14条　この会則に定めのない事項は総会の議決を経て、会長が別に定める。

附則

この会則は、令和８年４月１日から施行する。

会員名簿

氏名	役職	備考
飯永 萌	会長	大磯町在住
小澤 あいら	副会長	大磯町在住
稲田 圭	監査役	大磯町在住
坂下 言葉		
塩山 桃子		大磯町在住
Livingston Matthew		大磯町在住

第１号様式（第９条関係）

大磯町町民活動補助金企画提案申請書

令和８年　4月　17日

大磯町長

団体等の名称　Lopo（Life of Photography Oiso）
住所 神奈川県中郡大磯町[redacted]
TEL [redacted]
代表者名　小柴 尊昭

令和８年度補助金の交付を受けたいので、大磯町町民活動補助金交付要綱第９条に基づき、次のとおり大磯町町民活動補助金企画提案申請書を提出します。

１．事業区分（大磯町補助金等交付規則別表第１の公募型補助事業から選択） 6 次世代育成事業　8 文化スポーツ活動事業　10 地域活性化事業
２．事業名称 **「地域の写真室」プロジェクト　-写真でつなぐ、大磯の記憶と人。**
３．事業目的 写真文化活動拠点を大磯を拠点とする写真家たちと地域の方々のハブとして機能させ、写真による地域の暮らしの魅力を表現した作品づくりや発信、地域の人・活動への写真を通じた支援・交流、若者育成支援に取り組む。
４．事業計画（具体的に） 大磯の写真家・写真愛好家が集い活動し地域とつながる「地域の写真室」。地域活性化に寄与する以下の４本柱で活動。 ・OISO LIFE STORIES の継続（撮影・取材・制作・展示） ・大磯の写真家による講演会・ワークショップによるアマチュア作家の活躍・次世代育成（年間４回程度） ・大磯の写真家による作品制作の拠点として整備、街における施設での展示（年間1~2回程度） ・プロ・アマ問わず大磯をテーマにした「みんなでつくる大磯写真作品シリーズ」の立ち上げ・展示販売。
５．補助希望額 令和８年度希望額　240,000円 前年度　交付決定額　200,000円（※該当団体等のみ）
６．特記事項

【添付書類】

- 当該事業にかかる収支予算見込書（第２号様式）、町民活動団体概要書（第３号様式）、大磯町町民活動補助金事業計画書（第４号様式）
- 団体等の設立趣旨、組織機構がわかる書類、会員名簿
- 前年度事業実績書及び決算書（※該当団体等のみ）

第２号様式（第９条関係）

収 支 予 算 見 込 書

令和８年　４月　17日

大磯町長

団体等の名称 Lopo (Life of Photography Oiso)
事業名称 「地域の写真室」プロジェクト

次のとおり当該事業にかかる令和８年度収支予算見込書を提出します。

項目	科目		金額	内容・算出根拠等
収入の部	１．会費		600,000円	写真家 4名×年間費15万円
	２．事業収入		110,000円	イベント参加費・物販費
	３．寄附金		0円	
	４．町補助金		240,000円	補助要望額と一致
	５．その他		40,000円 240,000円	メイン会員以外の拠点利用料 (2000円×20日) 自己資金
	収入合計		1,230,000円	
支出の部	１．謝金		40,000　円	講師謝礼10,000×4回
	２．旅費		0円	親睦旅行は補助対象外
	３．交際費		0円	補助対象外
	４．需用費	消耗品費	50,000円	プリント用紙・インク・印画紙等
		食糧費	40,000円	補助対象外 イベント時飲食費
		印刷製本費	150,000円	展示プリント費・作品ハガキ印刷
		修繕料	200,000円	暗室整備・トイレ修繕
	５．役務費	通信運搬費	円	
		使用料	600,000円	家賃・光熱費・通信費 １２ヶ月分
		手数料	円	
		保険料	円	
	６．備品購入費		50,000円	プリンタ・什器等
	７．その他		100,000円 円 円	写真ブックデザイン/制作費
	支出合計		1,230,000円	

※　当該事業にかかるすべての経費（見込額）について、補助対象外経費も含めて記載してください。

第３号様式（第９条関係）

町民活動団体概要書

団体名	Lopo（Life of Photography Oiso）
代表者名	小柴尊昭
所在地	住所：神奈川県中郡大磯町[redacted] 電話：[redacted] E-mail：[redacted]
発足年月日	2024年4月
構成員数（会員数）	７名
団体の目的	大磯を拠点とする写真家たちのコミュニティ。地域と人、人と人をつなぐ写真集団として、写真で大磯の暮らしの楽しさと幸せを人々に届け、自分たちの暮らしや人生も豊かにする。
主な活動	・大磯の人々を対象とした写真撮影 ・大磯をテーマとした写真作品制作 ・大磯における写真イベントの開催（展示、講演会、ワークショップ等） ・写真作品を活用した町内連携（写真ハガキ・グッズの企画制作・販売） ・活動拠点の運営と地域写真家のシェアアトリエとしての活用
年間予算	1,230,000円
過去における大磯町公募型補助金の交付実績	有　（令和６年度・令和７年度）
過去２年間における上記補助金以外の大磯町からの補助金・助成金を受けた実績	無
大磯町以外からの補助金・助成金を受けた実績	無

第４号様式（第９条関係）

大磯町町民活動補助金事業計画書

１　事業で取り組む課題

多くの写真家が在住・活動するにも関わらず、その活動機会や認知が限られている大磯。また、濱谷浩氏やロバート・キャパ、アンリ・カルティエ・ブレッソンをはじめとした世界を代表する歴史的写真家が来訪した写真文化の地でありながら、その魅力もまた共有されていない。大磯の写真家が、大磯の地域をテーマにした作品制作や地域交流を含めた写真活動を行うことで、写真文化振興と地域活性に貢献。R6・R7 年度の活動を通じ、写真を通じた人と人のつながりに大きな可能性があることが実証された。課題は「継続性」と「拠点」。写真文化活動を一過性で終わらせず、地域に根ざした恒常的な場と仕組みへと育てることが求められている。

２　課題解決に向けた事業の達成目標

昨年度整備を進めた活動拠点を本格稼働させ、大磯の写真家と地域をつなぐ「地域の写真室」として機能させる。具体的な達成目標は以下のとおり。

- OISO LIFE STORIES 撮影・制作・展示の実施（展示１回・取材制作５件～）
- 講演会・ワークショップを年間４回開催（各回参加者 15～30 名、延べ 80 名以上）
  ※R7 に大磯小学校で実践したように教育プログラムとして実施する可能性もあり
- みんなでつくる大磯写真シリーズとして写真作品展示・ハガキの販売
  （上記ワークショップと連携・展示イベント開催・地域の店舗での販売も模索）
- 拠点を写真家が日常利用するシェアアトリエして運営し写真文化コミュニティへ

３　事業の内容とスケジュール（スタッフ及び参加予定人数）

2026 年 4～5 月	拠点本格稼働・年間計画確定・第１回 WS 準備・R7 実績の周知活動
5～6 月	第１回 講演会・ワークショップ開催　LIFE STORIES 新シーズン撮影/取材開始
7～9 月	第２回 WS（子ども向け夏休み写真体験）　大磯写真シリーズ撮影・写真ハガキ試作
10～11 月	第１回 展示会開催 OISO LIFE STORIES / 大磯図書館・町内民間施設等 第３回 WS　写真ハガキ販売開始
11～12 月	第４回 WS　第２回 展示会開催（連携施設）
2027 年 1～2 月	LIFE STORIES 出演者が語る学びのプログラム実施　次年度計画策定
3 月	活動の振り返り・まとめ

【スタッフ】企画プロデューサー1名、編集ディレクター/ライター1名、広報1名、デザイナー1名、展示ディレクター1名、フォトグラファー3名（計8名）
【参加者見込み】講演・WS：延べ80名以上　展示：150～300名　学校プログラム：1回以上の実施想定 30名～

4　事業の期待される効果

①　地域写真文化の恒常的な拠点形成
拠点が日常的に機能することで、プロ写真家・アマチュア・町民が継続的につながる場が定着する。一過性のイベントではなく、大磯の写真文化の「常設インフラ」としての価値を生み出す。
② 大磯の魅力の記録・発信
LIFE STORIES や写真シリーズを通じ、大磯の人・暮らし・自然を写真で可視化。移住交流促進・観光振興にも貢献し、住民自身の地域への愛着と誇りを育む。
③ 次世代育成・教育連携
ワークショップ・学校授業を通じ、こどもから大人まで写真による自己表現の機会を提供。地域の次世代育成に貢献する。
④ 活動の自走化モデルの確立
会費・拠点利用料・作品販売・イベント収入の複合モデルにより、補助金に依存せずに運営し、持続可能な市民文化活動の先進事例を大磯から発信する。

5　事業継続の展望と方法
- 拠点の会員制シェアアトリエ・ギャラリーとしての安定運営
- 写真ハガキ・写真集の発刊と販売による自主財源の確立
- 外部助成金（文化庁・神奈川県等）の申請検討

【該当の場合のみ御記入ください】

6　（同一事業で2回目以降の補助を申請する場合）過去に補助を受けた事業の成果と引き続き補助を受けることによる事業の発展見込などを御記入ください。

【R6年度（2024年）の成果】
- 大磯町民向けフォトセッションを実施し、町民から反響を得た
- OISO LIFE STORIES として展示を実施
- 移住交流支援者から「移住者案内への活用要望」など具体的なニーズが発生

【R7年度（2025年）の成果】
- 大磯町民向けフォトセッションを継続、町民から反響を得た
- OISO LIFE STORIES として展示を実施
- 小学校授業を実施し、教育連携の可能性を実証
- 写真集のデザインプロトタイプ制作、コンテンツの方向性を確立
- 上記活動を通じ町内より拠点候補の物件の提案を受けたことをきっかけに当初計画していた拠点整備を前倒し着手

【R8年度への発展見込み】
・R6・R7の2年間の実績により確立したコンテンツ「OISO LIFE STORIES」の継続。
・写真家と町民・次世代が関わる「地域の写真室」としての拠点本格稼働。写真家の活動の継続性と場を確保
・「拠点運営」「次世代連携」「作品発表販売」複合的に運営。大磯の写真文化振興の恒常的な仕組みとして定着させる。補助金は活動の高度化・拡大（暗室整備・展示強化・ZINE制作）に充当し、自主財源の比率を高めながら、R9年度以降の自立的な運営を見据えた基盤を固める。

7　（これまでに補助を受けたことのある団体等が別の事業名で申請する場合）これまでの事業と今回申請する事業との相違点を記入してください。

・R7年度は「大磯写真プロジェクト」として申請したが、R8年度は活動拠点の本格稼働を軸に「地域の写真室」として活動を一歩進化させる。

主な相違点は以下のとおり。
- 拠点が本格稼働することで、イベント単発型からコミュニティ常設型へ移行
- 「みんなでつくる大磯写真作品シリーズ」によりプロ・アマ参加の幅を拡大
- イベントや写真ハガキの販売による自主財源軸を新規に確立
- 事業区分に「次世代育成事業（6）」を追加し、次世代育成を柱の一つに位置付け

以上

Lopo Life of Photography Oiso

会 則

第1条 名 称

本会は、「Lopo Life of Photography Oiso」と称する。

第2条 事務局所在地

本会の事務所は、神奈川県中郡大磯町[redacted]する。

第3条 目 的

本会は、人・自然・文化などに代表される大磯の優れた資産を、大磯に在住・活動する写真芸術家たちが表現・発信し、町の文化活動や暮らしに対する貢献と参加作家自身の発展を目的とする。

第4条 事 業

事業は下記について実施する。

1 大磯に根ざした写真芸術作品の制作
2 大磯に根ざした写真イベントの企画・実施
3 フォトマガジンの企画・制作
4 写真を活用したグッズの企画制作
5 写真をテーマとしたコミュニティ拠点運営

第5条 運 営

会員の創作意欲、社会貢献意欲、相互信頼を、活動・運営の基盤とする。
会の運営は、会員の自主運営によるものとする。

第6条 会員資格及び会費について

1 当会の会員資格は、当会の趣旨に賛同し、写真関連活動を行なっている団体・個人とする。
2 入会金及び会費は徴収せず、事業経費が必要な場合は会員と協議の上、負担金を徴収する場合がある。

第7条 入 会

入会を希望するものは、趣旨に賛同し、必要事項を登録したものを会員とする。

第8条 退 会

退会を希望する会員は、代表に届出をする。なお、団体所有の資産について持ち分を放棄し、分割請求及び清算は行わないものとする。

第9条 役員会

令和６年４月時点では設置せず、団体として成長した時には法人登記を行い、役員会を設置する。

第１０条 会の構成及び議決について

１ 本会の会議は総会、定例会とし、総会は年１回開催し、事業報告及び会計報告、事業計画について報告をする。
２ 議決権は一人１票とし、１/２以上の賛成をもって議決するものとする。

第１１条 事業年度

本会の事業年度は毎年４月１日に始まり、翌年３月３１日に終わる。

第１２条 会則の変更

会則の変更は定例会で決定する。

第１３条 その他

会則で定めるほか必要な事項は定例会で決定する。

（附則）

本会則は令和６年４月１日から実施する。

（設立年月日）

令和６年４月１日

会員名簿

Lopo

Life of Photography Oiso

所在地：神奈川県中郡大磯町[redacted]

代表

小柴尊昭：プロデューサー/フォトグラファー

メンバー

永井文仁：フォトグラファー/キュレーター

樋口晃亮：フォトグラファー

福島あつし：フォトグラファー

松本PETA：フォトグラファー

松本香菜子：フォトグラファー/ライター

八幡宏：フォトグラファー

第１号様式（第９条関係）

大磯町町民活動補助金企画提案申請書

令和８年４月 19 日

大磯町長

団体等の名称　みずべぐらしプロジェクト
住所　大磯町[redacted]
TEL [redacted]
代表者名　長谷部駿

令和８年度補助金の交付を受けたいので、大磯町町民活動補助金交付要綱第９条に基づき、次のとおり大磯町町民活動補助金企画提案申請書を提出します。

１．事業区分（大磯町補助金等交付規則別表第１の公募型補助事業から選択） 4.交流対策事業　5.自然環境事業　8.文化スポーツ活動事業
２．事業名称 みずべぐらしプロジェクト
３．事業目的 本事業は、大磯町において地域のつながりや自然とのふれあいが希薄になりつつある現状を受け、町内の水辺空間を活用した「みずべぐらし」の実践と普及を通じて、人と人、人と自然、人と地域がゆるやかにつながる場を育むことを目的とする。不動川河口をはじめとした身近な水辺を、イベントにとどまらず日常的に立ち寄れる「居場所」として活用することで、地域住民の交流促進や、多世代・多様な人々の参加を促すコミュニティの形成を目指す。また、地域外からの移住者や関心層にとっても、地域に親しむきっかけとなる場を創出する。
４．事業計画（具体的に） 令和６年度【団体設立１年目】(事業報告) ・発信活動として、大磯市に PR ブースを出展 (4 月～10 月) ・初めて参加する方向けのイベントとして、『SUP 体験会』を計 13 回開催し、計 68 名の方に参加していただいた。 ・リピーターの方に向けたイベント『Weekends SUP』、『水辺で焚き火』、『水辺クリーン』を計 11 回開催し、計 65 名の方に参加していただいた。 ・不動川河口ほとりの空き家を借り入れ、改修し、水辺の拠点づくりを開始 (2024 年 10 月～) 令和７年度【団体設立２年目】 ・より頻度を上げ、継続的にイベントを開催 SUP 体験会：月に 2～3 回開催 (4 月～10 月) 計 18 回開催、計 72 名の方が参加 週末みずべぐらし（Weekends SUP、水辺の集い（旧水辺で焚き火）、水辺クリー

ン、ご近所サウナ、OPEN DAY）：月にいずれか3回開催（通年）計36回開催

・新たな試み
水辺でテントサウナを愉しむイベント、「ご近所サウナ」の開催
これまで関わってくれた人を集め、地域や周辺の方と一緒に企画した大きな縁日のようなイベント、「tamari」の開催
ブックマルシェでの出展
拠点をより身近なものにするため、実験的に拠点を開放する日「OPEN DAY」を開始

・地域に関わる方とのコラボプロジェクト
「LOVEのとプロジェクト」にてSUP体験会を開催し、計16名の小学生が参加。同時に拠点では、木工作家の方が木工体験を行い、本事業以外の外部利用者による拠点活用が初めて実現。
本事業に継続的に関わっている方とコラボして、大磯で開催されているイベントや活動が一覧可能なwebサイトの企画・デザイン協力を行っている（現在一時停止中）。
町で知り合った建築事務所の方に、空き家相談所併設カフェの企画・デザインを委託され、昨年度3月に完成・開店。

・イベント時やメンバーの共同オフィスとして機能している水辺の拠点の改修
・本事業webサイトの制作、拡張
・大磯市での出展

令和8年度【団体設立3年目】
・1回の質をあげ、より拡充されたイベントを継続的に開催
SUP体験会：月に2回開催（4月～10月）
週末みずべぐらし（Weekends SUP、水辺の集い（旧水辺で焚き火）、水辺クリーン、ご近所サウナ）：月にいずれか3回開催（通年）計36回開催
tamari：年に2回開催。地域の方々と展示などでコラボレーション予定

・水辺の継続的な改修
・本事業webサイトの拡張
・大磯市/ブックマルシェ/うつわの日での出展

令和9年度【団体設立4年目】
・1回の質をあげ、より拡充されたイベントを継続的に開催
SUP体験会：月に2回開催（4月～10月）
週末みずべぐらし（Weekends SUP、水辺の集い（旧水辺で焚き火）、水辺クリーン、ご近所サウナ）：月にいずれか3回開催（通年）計36回開催
tamari：年に2回開催。地域の方々と展示などでコラボレーション予定
・水辺の拠点の継続的な改修
・本事業webサイトの拡張
・大磯市/ブックマルシェ/うつわの日での出展

5．補助希望額
令和8年度希望額212,500円
前年度交付決定額250,000円（※該当団体等のみ）

６．特記事項

【添付書類】

・当該事業にかかる収支予算見込書（第２号様式）、町民活動団体概要書（第３号様式）、大磯町町民活動 補助金事業計画書（第４号様式）

・団体等の設立趣旨、組織機構がわかる書類、会員名簿

・前年度事業実績書及び決算書（※該当団体等のみ）

第２号様式（第９条関係）

収支予算見込書

令和８年４月19日

大磯町長
団体等の名称 みずべぐらしプロジェクト
事業名称

次のとおり当該事業にかかる令和８年度収支予算見込書を提出します。

項目	科目	金額	内容・算出根拠等
収入の部	１．会費	0円	
	２．事業収入	0円	
	３．寄附金	200,000円	各回約５名参加のSUPイベントを１年で20回程度開催予定のため。 2,000円/人×5人×20回=200,000円
	４．町補助金	212,500円	補助要望額と一致
	５．その他	12,500円	自己資金
	収入合計	425,000円	

支出の部	1．謝金		180,000 円	収入の部の事業収入欄に記載した、SUP イベント開催時の外部協力者(インストラクター)への謝礼金 3,000 円/人×3 人×20 回=180,000 円
	2．旅費		0 円	親睦旅行は補助対象外
	3．交際費		0 円	補助対象外
	4．需用費	消耗品費	20,000 円	・焚き火イベント開催の際に必要な薪代 2,000 円(1 ケース)×10 ケース =20,000 円
		食糧費	0 円	補助対象外
		印刷製本費	30,000 円	・紙媒体広告物(チラシ、ポスター、パンフレット、ショップカード)の印刷代
		修繕料	0 円	
	5．役務費	通信運搬費	0 円	
		使用料	40,000 円	・WEB サイト制作ソフトの使用料 1,500 円/月 ・広告宣伝費 20,000 円
		手数料	5000 円	・大磯ブックマルシェ参加費
		保険料	0 円	
	6．備品購入費		150,000 円	SUP 用具の追加購入費（ボード、パドル、救命胴衣等）＊買い替え含む =100,000 円 アウトドアチェア追加購入費＊買い替え含む =50,000 円
	7．その他		0 円	
	支出合計		425,000 円	

※当該事業にかかるすべての経費（見込額）について、補助対象外経費も含めて記載してください。

第3号様式（第９条関係）

町民活動団体概要書

団体名	みずべぐらしプロジェクト
代表者名	長谷部駿
所在地	住所：大磯町[redacted] 電話：[redacted] FAX：- E-mail：[redacted]
発足年月日	2024年
構成員数（会員数）	6人
団体の目的	本事業は、大磯町において地域のつながりや自然とのふれあいが希薄になりつつある現状を受け、町内の水辺空間を活用した「みずべぐらし」の実践と普及を通じて、人と人、人と自然、人と地域がゆるやかにつながる場を育むことを目的とする。不動川河口をはじめとした身近な水辺を、イベントにとどまらず日常的に立ち寄れる「居場所」として活用することで、地域住民の交流促進や、多世代・多様な人々の参加を促すコミュニティの形成を目指す。また、地域外からの移住者や関心層にとっても、地域に親しむきっかけとなる場を創出する。
主な活動	・SUP体験会の開催 ・コミュニティ(週末みずべぐらし)の運営 ・水辺の拠点づくり(不動川ほとりの空き家再生)
年間予算	425,000円
過去における大磯町公募型補助金の交付実績	有
過去２年間における上記補助金以外の大磯町からの補助金・助成金を受けた実績	無
大磯町以外からの補助金・助成金を受けた実績	有（令和６年度） （補助金名称：水・地域イノベーション財団支援事業）

第４号様式（第９条関係）

大磯町町民活動補助金事業計画書

１ 事業で取り組む課題

現代においては、都市化やライフスタイルの多様化に伴い、人々が自然や地域社会と関わる機会が減少し、地域のつながりや共助の意識が徐々に希薄になりつつある。大磯町においても、地域に根ざした交流の場が不足していることや、公共空間である水辺が十分に活用されていないことが課題となっている。

特に、町内にある不動川河口のような自然豊かな水辺空間は、住民にとって身近な存在でありながら、日常的に利用される機会が限られており、人と人との交流や自然とのふれあいの場としての可能性が十分に活かされていない。水辺は本来、誰にとっても開かれた公共空間であり、多世代・多様な背景を持つ人々が出会い、関わり合うことのできる大切な地域資源である。

しかしながら、現状ではこうした空間の活用がイベントなど一時的な機会にとどまり、住民が継続的に関わる仕組みや、日常的に立ち寄ることのできる拠点が十分に整っていない。そのため、水辺の持つ価値が地域の中で十分に発揮されていない状況にある。また、地域外からの移住者や町外から関心を持つ人々にとっても、地域コミュニティに自然に関わるきっかけが得にくいという課題が見られる。

本事業では、これらの課題に対し、「水辺での暮らし」という視点からアプローチし、水辺をきっかけに人と人、人と自然、人と地域がゆるやかにつながる暮らしのあり方、すなわち「みずべぐらし」の実践と普及を進める。水辺を特別な場所としてではなく、日常の延長として親しめるものとするため、体験型の機会づくりやコミュニティ活動、水辺の拠点整備を通じて、誰もが無理なく関わることのできる環境づくりを目指す。

２ 課題解決に向けた事業の達成目標

令和８年度【団体設立３年目】

・１回の質をあげ、より拡充されたイベントを継続的に開催
　SUP 体験会：月に 2 回開催 (4 月～10 月)
　週末みずべぐらし（Weekends SUP、水辺の集い（旧水辺で焚き火）、水辺クリーン、ご近所サウナ）：月にいずれか 3 回開催 (通年) 計 36 回開催
　tamari：年に 2 回開催。地域の方々と展示などでコラボレーション予定
・水辺の拠点の継続的な改修
・本事業 web サイトの拡張
・大磯市/ブックマルシェ/うつわの日での出展
・みずべぐらしを共に楽しむコミュニティ型のプログラム『週末みずべぐらし』の会員数を 30 人に増やす

令和9年度【団体設立4年目】
・1回の質をあげ、更に拡充されたイベントを継続的に開催
　SUP体験会：月に2回開催(4月～10月)
　週末みずべぐらし（Weekends SUP、水辺の集い（旧水辺で焚き火）、水辺クリーン、ご近所サウナ）：月にいずれか3回開催(通年)計36回開催
　tamari：年に2回開催。地域の方々と展示などでコラボレーション予定
・水辺の拠点の継続的な改修
・本事業webサイトの拡張
・大磯市/ブックマルシェ/うつわの日での出展

・みずべぐらしを共に楽しむコミュニティ型のプログラム『週末みずべぐらし』の会員数を50人に増やす

・助成金や補助金なしでも、イベントの参加費収入のみで活動を継続できる体制にする

3 事業の内容とスケジュール（スタッフ及び参加人数）

-事業内容-

本事業では、以下の3つの柱を軸に、大磯ロングビーチと旧吉田茂邸に挟まれた不動川河口を拠点として活動を行っている。

① 水辺での暮らしを体験する「SUP体験会」の開催
地域住民が水辺に親しむ最初のきっかけとして、春から秋にかけて月6回の頻度で、SUP（スタンドアップパドル）の体験会を開催する。参加者は拠点に集合し、不動川河口まで徒歩で移動したのち、水辺で過ごし、再び拠点へ戻る。この一連の流れを通じて、人・自然・地域とのつながりを感じられる水辺での過ごし方を体験していただく。SUP体験に加え、河口までの移動やごみ拾い、水辺での語らいの時間も取り入れ、自然とのふれあいや人との関わりを育むことを重視している。

② 水辺での暮らしを共有するコミュニティ「週末みずべぐらし」の運営
体験会に参加した地域住民が、継続的に水辺を生活の一部として取り入れられるよう、月3回の頻度で「週末みずべぐらし」を開催する。具体的には、週末の夕暮れに集まりSUPを行う「Weekends SUP」、河口で焚き火を囲む「水辺で焚き火」、地域住民同士で対話をしながら河口や海岸のごみを拾う「水辺クリーン」、日常の延長線上にあり、自然を感じながらととのうテントサウナ「ご近所サウナ」といった活動を通じて、水辺が日常的に立ち寄れる居場所となることを目指す。

③ 地域に根ざした水辺の拠点「mizbase」づくり
2024年夏、不動川河口近くの築53年の空き家を借り入れ、水辺の拠点づくりを開始した。2025年度には80%が完成し、トイレや浴室の改修、SUP用具の保管ラック、土間や小上がりの空間、交流を促すコミュニケーションボードなどの整備を行った。さらに今年度は、縁側の設置を予定している。本拠点は、単なるイベント会場ではなく、地域住民が日常的に立ち寄り、交流や休息の場として活用できる「水辺の居場所」として機能することを目指している。

昨年度は、「SUP 体験会」および「週末みずべぐらし」を通じて 54 回の活動を実施し、のべ 187 名の地域住民が参加した。参加者の多くは大磯町に移住してきた方、または移住を検討している方であり、20 代から 60 代まで幅広い年齢層が参加している。これにより、水辺を介した多世代交流の可能性が地域の中で確認されている。

④大磯市で PR ブース出展
毎月第三日曜日に大磯港にて開催される大磯市で、PR ブースを出展し、地域住民の方への発信活動を行なっています。

-スケジュール-

【令和 8 年度 4 月～3 月】
・SUP 体験会 / 週末みずべぐらし(Weekends SUP、水辺で焚き火、水辺クリーン、ご近所サウナ)の定期開催 (見込み参加者数：200 名)
・tamari の開催（年 2 回 / 見込み来場者数：各回 50 名）
・大磯市への PR ブース出展 (3 月～10 月)
・水辺の拠点の継続的な改修、100%完成

【令和 9 年度 4 月～3 月】
・SUP 体験会 / 週末みずべぐらし(Weekends SUP、水辺で焚き火、水辺クリーン、ご近所サウナ)の定期開催 (見込み参加者数合計：200 名)
・tamari の開催（年 2 回 / 見込み来場者数：各回 50 名）
・大磯市への PR ブース出展 (3 月～10 月)
・完成された水辺の拠点の活用の拡大。スペースとしての外部利用者やイベント時の機能拡充

4 事業の期待される効果
＊1 の事業で取り組む課題に対応する形で記入

本事業により、水辺が地域住民にとって身近で親しみやすい「日常の居場所」として再認識されることが期待される。継続的な『SUP 体験会』や『週末みずべぐらし』の実施により、水辺との関係性が一過性にとどまらず日常に根づき、自然の中で住民同士が顔を合わせ、交流する機会が着実に広がる。
また、拠点整備により日常的に立ち寄れる場が生まれることで、地域住民が気軽に関わり合える環境が整い、世代や背景を越えたつながりの創出が促進される。これにより、移住者や移住希望者にとっても地域との接点が生まれ、コミュニティへの参加や定住の促進につながることが期待される。
さらに、水辺空間を「暮らしの延長」として活用する本事業の取組は、公共空間の新たな価値の再認識を促し、地域資源の活用モデルとして他地域への波及も見込まれる。あわせて、空き家の再活用を通じた資源の循環的活用の観点からも、地域課題の複合的な解決に寄与する。
最終的には、水辺が地域住民一人ひとりにとって「自分の居場所」として認識されることで、地域への愛着と関わりが深まり、持続的な地域づくりの推進に資する。

５ 事業継続の展望と方法

活動の継続的な発展に向けては、参加者の主体的な関与をいかに引き出すかが重要となる。そのため、地域住民が自ら水辺での活動に関わり、担い手となっていく「コミュニティ主導」の仕組みづくりを進める。具体的には、水辺での暮らしを共有するコミュニティ「週末みずべぐらし」を継続的に運営し、参加者が自身の関心や経験をもとに新たな活動を企画・実施できるよう支援する。また、参加者の声を丁寧に反映したアクティビティの企画を行うことで満足度を高め、継続的な参加と新たな関わりの創出につなげていく。

次に、拠点整備の進展により、水辺は一過性のイベント会場ではなく、地域住民が日常的に立ち寄り、自然と人とに出会う「居場所」としての機能を強めていくことが期待される。この拠点が地域の文化的・社会的なハブとして機能することで、住民同士の緩やかなつながりや相互の信頼関係が育まれ、地域全体の活動の広がりと深まりにつながる。

一方で、活動の持続性を高めるためには、資金面での自走体制の確立と参加者数の安定化・拡大が不可欠である。資金面については、SUP 体験会やコミュニティプログラムの有償化を通じて、参加者の共感に基づく支援を得ながら、参加費を活動資金として循環させる仕組みを構築する。参加者数の安定化・拡大に向けては、地域住民との接点を継続的に生み出すため、大磯市への PR ブース出展を継続するとともに、Instagram や WEB サイトを活用した情報発信を強化し、「みずべぐらし」の取り組みや魅力を広く伝えていく。

これらの取り組みを通じて、水辺を特別な場所としてではなく、日常の延長として関わる暮らしを地域に根づかせていく。その過程で、多様な関わり方を持つ人々がゆるやかにつながり、関係人口の拡大や多世代交流の促進につながる、持続的な地域づくりへと発展させていくことを目指す。

【該当の場合のみ御記入ください】
６ 過去に補助を受けた事業の成果と引き続き補助を受けることによる事業の発展見込

過去に補助を受けた事業の成果

前年度の補助を受けた取り組みにより、不動川河口を中心とした水辺空間を活用する継続的な活動の基盤が整い、地域住民が水辺に関わるきっかけが着実に生まれている。特に、『SUP 体験会』や「週末みずべぐらし」の実施を通じて、水辺を「特別な場所」ではなく、気軽に立ち寄れる身近な空間として捉える参加者が増え、自然の中での交流や対話が生まれる場が形成されている。

また、これらの活動を重ねる中で、参加者同士の関係性がゆるやかにつながり、継続的に関わる人の層が広がっていることも成果の一つである。初めて参加した地域住民がリピーターとして関わるようになるほか、活動の運営や企画に関心を持つ参加者も現れており、本事業を起点としたコミュニティが形成されている。

さらに、拠点整備に向けた取り組みを進める中で、不動川河口周辺を日常的に活用するための環境づくりにも進展が見られた。これにより、水辺空間を単発的なイベントの場としてではなく、継続的に人が関わる場所として位置づけていくための基盤が整っている。

引き続き補助を受けることによる事業の発展見込

今後も継続して補助を受けることにより、これまでに形成された活動基盤や参加者のつながりをさらに発展させ、水辺を中心としたコミュニティの定着を図ることが可能となる。具体的には、「週末みずべぐらし」の継続運営や拠点整備を段階的に進めることで、不動川河口における日常的な関わりを支える「居場所」としての機能をより一層高めていく。

また、これまでの活動を通じて生まれている主体的な関わりを支え、参加者自身が企画・運営に関わる機会を広げることで、コミュニティ主導の活動へと発展させていくことが見込まれる。これにより、水辺での関わりが一過性の体験にとどまらず、継続的な地域活動として定着していくことが期待される。

さらに、情報発信や外部への開き方を強化することで、地域内外からの新たな関心層の参加を促し、多様な背景を持つ人々が交わる場としての広がりも見込まれる。こうした積み重ねにより、水辺空間の活用が地域における新たな価値として定着し、関係人口の拡大や地域コミュニティの活性化へとつながっていくことを目指す。

【該当の場合のみ御記入ください】
7 （これまでに補助を受けたことのある団体等が別の事業名で申請する場合）これまでの事業と今回申請する事業との相違点を記入してください。

みずべぐらしプロジェクト団体規約

第一条【名称】
本団体は、『みずべぐらしプロジェクト』と称する。

第二条【目的】
本団体は、大磯町において地域のつながりや自然とのふれあいが希薄になりつつある現状を受け、町内の水辺空間を活用した「みずべぐらし」の実践と普及を通じて、人と人、人と自然、人と地域がゆるやかにつながる場を育むことを目的とする。不動川河口をはじめとした身近な水辺を、イベントにとどまらず日常的に立ち寄れる「居場所」として活用することで、地域住民の交流促進や、多世代・多様な人々の参加を促すコミュニティの形成を目指す。また、地域外からの移住者や関心層にとっても、地域に親しむきっかけとなる場を創出する。

第三条【活動内容】
本活動では、以下の3つの柱を軸に、大磯ロングビーチと旧吉田茂邸に挟まれた不動川河口を拠点として活動を行っている。

①水辺での暮らしを体験する「SUP体験会」の開催
地域住民が水辺に親しむ最初のきっかけとして、春から秋にかけて月6回の頻度で、SUP(スタンドアップパドル)体験のイベントを開催する。参加者は、拠点に集合後、不動川河口まで徒歩で向かい、水辺で過ごした後はまた拠点まで歩いて帰るという一連の流れの中で、人・自然・地域との繋がりを感じられる水辺での暮らしを体験していただく。SUPだけでなく、河口までの移動や、河口でのごみ拾い、水辺に座っての語らいの時間を設け、自然とのふれあいや人とのつながりを育むことも重視している。

②水辺での暮らしを共有するコミュニティ「週末みずべぐらし」の運営
一度イベントに参加した地域住民が、より継続的に水辺を生活の一部として取り入れられるよう、月3回の頻度で「週末みずべぐらし」を開催する。具体的には、週末の夕暮れに集まってSUPを行う「Weekends SUP」、河口で焚き火を囲む「水辺で焚き火」、地域住民同士で対話をしながら河口や海岸のごみを拾う「水辺クリーン」といったプログラムを通じて、水辺が日常的な居場所となる暮らしの定着を目指す。

③地域に根ざした水辺の拠点づくり
2024年夏、不動川河口近くの築53年の空き家を借り入れ、水辺の拠点づくりを始めた。2025年夏の完成を目指し、トイレや浴室の改修、縁側の設置、SUP用具を保管するラック、交流を促進するコミュニケーションボードなどの整備を進めている。この拠点は、単なるイベント会場ではなく、地域住民が日常的に立ち寄り、交流や休息の場として活用できる「水辺の居場所」として機能することを目指している。

第四条【役員】
本団体に次の役員を置く。
代表理事　1名
理事　3名

第五条【会議】
定例会議を毎週開催し、重要事項を審議・決定する。

第六条【会計】
本団体の会計年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第七条【規約の改正】
本規約の改正は、総会の議決によって行う。

第八条【附則】
本規約は、2025年4月1日より施行する。

役職	氏名	フリガナ	所属
代表理事	長谷部駿	ハセベシュン	[redacted]
理事	高橋翼	タカハシツバサ	[redacted]
理事	波形亮哉	ナミカタリョウヤ	[redacted]
理事	緑川絵梨	ミドリカワエリ	[redacted]

第１号様式（第９条関係）

大磯町町民活動補助金企画提案申請書

令和８年　４月　20 日

大 磯 町 長

団体等の名称　大磯小学校ウィンドオーケストラ
住所 [redacted] 大磯町 [redacted]
℡ [redacted]
代表者名　大島健吾

令和８年度補助金の交付を受けたいので、大磯町町民活動補助金交付要綱第９条に基づき、次のとおり大磯町町民活動補助金企画提案申請書を提出します。

１．事業区分（大磯町補助金等交付規則別表第１の公募型補助事業から選択） ６ 次世代育成事業　　８ 文化スポーツ活動事業
２．事業名称 大磯小学校ウィンドオーケストラ（吹奏楽団活動）
３．事業目的 かつて大磯小学校が教育の一環として行っていた吹奏楽団の活動を継続させて音楽を通じた子供たちの育成をはかる。 また、町内の文化活動の一旦として幅広い方々へ音楽を間近に触れてもらう。
４．事業計画（具体的に） 〇令和６年　【団体設立１年目】運営母体が団員（大磯小学生生徒の参加者）の保護者に移管。新しい吹奏楽団として団則や活動内容を構成し、１年間思考錯誤をしながら活動。 〇令和７年　【団体設立２年目】１年目に引き続き吹奏楽団として運営。指導者をボランティアにより行うことは困難なことが分かり、指導者費用を支払い１年間実行。小学校から譲り受けた楽器のいくつかは古くなり、買い替えが必要。 〇今後の運営継続のため、まずはベースとなる環境整備（楽器購入）を行いたい。
５．補助希望額 令和８年度希望額　　350,000 円 前年度　交付決定額　　円（※該当団体等のみ）
６．特記事項

【添付書類】
- 当該事業にかかる収支予算見込書（第２号様式）、町民活動団体概要書（第３号様式）、大磯町町民活動補助金事業計画書（第４号様式）
- 団体等の設立趣旨、組織機構がわかる書類、会員名簿
- 前年度事業実績書及び決算書（※該当団体等のみ）

第２号様式（第９条関係）

収　支　予　算　見　込　書

令和８年　4月　20日

大磯町長

団体等の名称　大磯小学校ウィンドオーケストラ
事業名称　大磯小学校ウィンドオーケストラ（吹奏楽団活動）

次のとおり当該事業にかかる令和８年度収支予算見込書を提出します。

項目	科目		金額	内容・算出根拠等
収入の部	１．会費		726,000 円	3,000 円×11 か月×22 人見込み
	２．事業収入		円	
	３．寄附金		円	
	４．町補助金		350,000 円	補助要望額と一致
	５．その他		円	
	収入合計		1,076,000 円	
支出の部	１．謝金		450,000 円	講師代（1回５千円×45回２名） 大人の吹奏楽の指導者男性１名 音大卒の女性１名
	２．旅費		円	親睦旅行は補助対象外
	３．交際費		円	補助対象外
	４．需用費	消耗品費	65,000 円	楽器関係の消耗品など リード６箱 20,000 円、お手入れセット３セット 15,000 円、楽譜１冊 3000 円×5＝15,000 円、文房具入団者用のファイルやテプラ本体など 15,000 円
		食糧費	円	補助対象外
		印刷製本費	10,000 円	楽譜コピー代など 曲数×人数分の印刷費用
		修繕料	100,000 円	楽器修繕を年度末に行う 楽器一種 10,000 円×10 種程度
	５．役務費	通信運搬費	円	
		使用料	80,000 円	イベント費　４回予定 レンタカー4×15,000 円 施設使用料 5000 円×3 チラシ代 5000 円
		手数料	円	
		保険料	17,600 円	800 円×22 名 スポあんネット小学生吹奏楽用
	６．備品購入費		円	
	７．その他		333,400 円 20,000 円	楽器購入費 フルート 121,000 円、トロンボーン 192,500 円、クラリネット 19,900 円 楽器購入積立金
	支出合計		1,076,000 円	

※　当該事業にかかるすべての経費（見込額）について、補助対象外経費も含めて記載してください。

第３号様式（第９条関係）

町民活動団体概要書

団体名	大磯小学校ウィンドオーケストラ
代表者名	大島 健吾
所在地	住　所：大磯町[redacted] 電　話：[redacted]　FAX：[redacted] E-mail：[redacted]
発足年月日	令和６年４月１日
構成員数（会員数）	児童 22 名（令和８年度見込み）とその保護者
団体の目的	かつて大磯小学校が教育の一環として行っていた吹奏楽団の活動を継続させて音楽を通じた子供たちの育成を目的とする。 また、町内の文化活動への一旦として音楽を幅広い方々へ間近に触れてもらう。
主な活動	大磯小学校の音楽ホール・音楽室をお借りして、大磯小学校児童に希望者を募り、入団した団員たちで吹奏楽を行う。
年間予算	1,076,000 円
過去における大磯町公募型補助金の交付実績	有　（　　年度）　・　(無)
過去２年間における上記補助金以外の大磯町からの補助金・助成金を受けた実績	(有)　（令和 6 年度） （補助金名称：　地域指導員　　） 無
大磯町以外からの補助金・助成金を受けた実績	有　（　　年度） （補助金名称：　　） (無)

第４号様式（第９条関係）

大磯町町民活動補助金事業計画書

１　事業で取り組む課題

数年前までは小学校の教員を中心に運営し、部活動として行ってきた歴史のある吹奏楽団が、教員の働き方改革により運営することが難しくなり、急遽その年度に参加していた児童の保護者へ運営を移管するものの、吹奏楽を構成させるためには楽器の使い方、音の出し方、音楽を作り上げていくノウハウが必要で、昨年度は講師の方に費用を支払って活動。

団の運営費用は保護者からの団費により賄っているが、団員は毎年 6 年生になると卒業してしまい、新しい子供たちへ入団してもらわないと十分な活動費が確保できず、老朽化したり故障したりして使えなくなった楽器を新たに買う費用の算出が難しい。

小学校の行事の中で、吹奏楽団の存在を子どもたちへ認知してもらえるような場をいただきたいが、今は外部団体として扱われているため、行事の中で演奏させてもらう機会も無く、自主企画によるイベントでチラシ配りなどをして町の子供たちへの参加を促している。

２　課題解決に向けた事業の達成目標

今回の補助をきっかけに基盤を整え、将来的には団員を増やして自立した運営を目指す。

また、大磯町内のイベント内で積極的に演奏する機会を設け、大磯町民が音楽に触れる機会を創出すること。そして、歴史ある町の文化遺産(吹奏楽団)を守っていくことが目標。

３　事業の内容とスケジュール（スタッフ及び参加予定人数）

年間スケジュール

毎週土曜日に小学校音楽ホールか音楽室で練習

年に４回程度のイベントの実施。演奏会開催やコンクールに参加など。

大磯文化芸術祭の枠組みとして「おおいそ子ども音楽会」に参加。（11 月頃）

毎年４月に新団員募集のために、楽器演奏体験会を実施。

（現在の児童の参加数　２１名、講師２名、ほかボランテイア、保護者）

４　事業の期待される効果

歴史のある大磯小学校吹奏楽の活動は、かつて教育の一環として運営を行っていた為、それを継続されることは大磯町の文化の継承とも考えられる。

音楽を通じた子供たちの育成。現代の子どもたちにとって限られてしまっている、自己表現の機会を設けることで、子どもの精神的支柱を形成させる役割を担うことをこの事業による効果として目指している。

5　事業継続の展望と方法

今年度は古い楽器の買い替え、不足した楽器の補填を行い、子どもたちに正しい楽器の使い方を学ぶ環境づくりを整えていきたい。
楽器の買い替え、修繕を行うことで子どもたちの音楽への取り組む姿勢が向上し、学校行事だけではなく大磯町内のイベントでの演奏会を増やして、世代を超えた交流や町民の楽しみを創出することを目指している。

次年度以降は、大磯町が目指している幼小中の一貫教育の推進に音楽活動を通して関わりを育み、さらに子ども達が地域の卒業生や保護者など異年齢の交流を広める活動をしていく。

また、将来的には大磯町の町づくりの目標である「誰もがコミュニティでつながる大磯」の地域活性や文化の向上のため自立した音楽活動を継続的に長く続けていくことを考えている。

【該当の場合のみ御記入ください】

6　（同一事業で２回目以降の補助を申請する場合）過去に補助を受けた事業の成果と
引き続き補助を受けることによる事業の発展見込などを御記入ください。

7　（これまでに補助を受けたことのある団体等が別の事業名で申請する場合）これまでの事業と今回申請する事業との相違点を記入してください。

大磯小学校ウィンドオーケストラ　団則

第１条　名称

この会は大磯小学校ウィンドオーケストラと称す（以下、OWO）

第２条　所在地

OWOは所在地を大磯小学校音楽ホールとする。

第３条　活動

OWOは活動場所を大磯小学校とし、毎週土曜日の9:00から１２：３０までを基本とする。

第４条　目的

OWOは、子どもたちにより多くの音楽活動の機会をつくることを主たる目的とし、その活動を通じて、吹奏楽の魅力を共有し、かつ団員の人格・教養を高めることを目指すものとする。

第５条　団員資格

（１）　OWOはOWOの目的、運営方針に賛同するものを以て組織する。

（２）　OWOの団員資格は、原則として大磯小学校児童とする。

（３）　上記以外で入団を希望するものは、本部にて検討し、入団可能とすることができる。

第６条　組織構成

（１）　OWOは、団員の保護者及び有志者が構成する本部及び各係によって運営することとする。

（２）　OWOの団員は、第５条に定めるもののうち、入団届を提出し、団費を納めたものとする。

（３）　本部は複数の人員にて構成するものとし、各係は会計担当、音楽担当、イベント担当など、年度ごとに検討することとする。

（４）　本部は前年度の３月に保護者会を開催し決定するものとする。その後、事情により変更が必要になった場合はその都度話し合いで変更する。

（５）　団員の保護者は原則として、上記の本部または各係のいずれかを担当するものとする。ただし、事情により参加できない場合はその限りでない。

第７条　団費

（1）　団費は前年度の３月に実施する保護者会の意見をもとに本部にて決定し、４月から徴収する。
また、予算運用計画をもとに６月に見直すものとする。

（2）　年度途中に入団したものは、入団届を受理した当月から徴収することを基本とする。

（3）団費は１カ月毎に会計が徴収することとする。

（4）　OWO の運営上または活動に対して必要が生じた場合は、特別団費を徴収することができる。

（5）　特別団費の徴収は、保護者会または WEB にて運営者全体に事前告知し、異論がないことを確認した後に実施することとする。

（6）　団費は、団の活動費、演奏会の参加費・運営費、通信費、事務費、楽器維持費など団の運営経費に充てることとする。

第８条　会計

（1）OWO の会計年度は４月１日より翌年３月３１日までとする。

（2）その年度の予算運用計画は当年度の６月に本部にて決定することとする。

（3）その年度の会計結果報告は当年度の３月に行うこととする。

第９条　休団および退団

休団及び退団する場合は、規定の届出用紙を提出することで成されるものとする。
休団中または退団後の団費は、申出後の翌月から徴収しないものとする。

第１０条　その他

（1）　OWO 全体に関する検討事項が生じた場合は、保護者会を実施、または WEB 投票をもとに本部にて決定するものとする。

（2）その他、各活動に関わる詳細は団則（細則）に定めるものとする。

（3）この団則は保護者会または WEB にて運営者全体に事前開示し、異論がないことを確認した後に改定されることとする。

（4）この団則は令和７年５月より施行する。

2025 年５月　改定

大磯小学校ウインドオーケストラ名簿　　2026年4月15日現在

指導者	氏名	
	杉原　輝	
	長沼　美香	
保護者代表		
	大島　健吾	
学年	氏名（子供）	氏名（保護者）
6年(8名)	吉田　遥香	吉田　まゆみ
	小野寺　香帆	小野寺　啓子
	岩永　京	岩永　綾子
	岡田　結菜	岡田　まきこ
	豊田　日奈	豊田　裕美
	紙本　花菜	紙本　宏規
	大竹　美咲	大竹　いくこ
	曽我　遥花	曽我　純子
5年(5名)	原　樹生	原　幸恵
	長沼　文	長沼　隆治
	大島　要	大島　望
	木内　佐和	木内　満衣
	長谷川　硯	長谷川　冴子
楽器ボランティア		
	渋谷　哲	
	大岡　成夫	

第１号様式（第９条関係）

大磯町町民活動補助金企画提案申請書

令和８年 ４月 １９日

大 磯 町 長

団体等の名称 ぷちおおいそ実行委員会
住所 大磯町[redacted]
℡ [redacted]
代表者名 横井 太一

令和８年度補助金の交付を受けたいので、大磯町町民活動補助金交付要綱第９条に基づき、次のとおり大磯町町民活動補助金企画提案申請書を提出します。

１．事業区分（大磯町補助金等交付規則別表第１の公募型補助事業から選択） ６　次世代育成事業
２．事業名称 ぷちおおいそ２０２６
３．事業目的 「ぷちおおいそ」は、子どもたちが主体となって運営する仮想タウンでの職業体験を通じて、勤労・納税・貨幣価値・需要と供給などの社会の仕組みを実体験で学ぶこと、および準備・運営を通じて世代間・地域内の新たなつながりを創出し地域力を高めることを目的とします。今後は、リモートワーク体験やSDGs学習を取り入れ、子どもたちのICTリテラシーと持続可能性への関心も育成します。
４．事業計画（具体的に） • 対象：大磯町内の小学生（主に4～6年生）を中心に、協力する中高生・大学生・地域住民・企業が運営に参加 • 主要プログラム：子ども会議（事前学習・ブース準備）、職業体験（子どもリーダー：経営者体験、参加者：就労体験）、銀行・税務署・ハローワーク等の模擬行政機能、リモートワーク体験ブース（計画中）、SDGs関連ブース • 運営体制：実行委員会が企画・調整を行い、地域企業・学校・ボランティア等と連携して会場設営、当日運営、事後片付けを実施 • 成果指標：参加子ども数、ボランティア数、参加者アンケートでの満足度、地域協力団体数、次年度以降の運営協力者（育成した世代）の参加率　等
５．補助希望額 令和８年度希望額　　１０４，０００ 円 前年度　交付決定額　　円（※該当団体等のみ）
６．特記事項 支出のうち、他の助成金（子ども夢基金）で助成対象外とされる５．役務費（保険料）、６．備品購入費、７．その他（ごみ処分費）の１/２の補助を申請いたします。

【添付書類】

・当該事業にかかる収支予算見込書（第２号様式）、町民活動団体概要書（第３号様式）、大磯町町民活動補助金事業計画書（第４号様式）

・団体等の設立趣旨、組織機構がわかる書類、会員名簿

・前年度事業実績書及び決算書（※該当団体等のみ）

第２号様式（第９条関係）

収 支 予 算 見 込 書

令和8年　4月　19日

大磯町長

団体等の名称　ぷちおおいそ実行委員会
事業名称　ぷちおおいそ２０２６

次のとおり当該事業にかかる令和８年度収支予算見込書を提出します。

項　目	科　目	金　額	内容・算出根拠等
収入の部	１．会費	０円	
	２．事業収入	０円	
	３．寄附金	１５０，０００円	
	４．町補助金	１０４，０００円	５．役務費（保険料） ６．備品購入費 ７．その他（ごみ処分費）
	５．その他	９９９，０００円 ３３，６００円	子どもゆめ基金助成金 自己資金
	収　入　合　計	１，２８６，６００円	

支出の部				
	1．謝金		１００，０００円	指導者 職業体験指導料:10,000 円×10 人=100,000 円
	2．旅費		０円	親睦旅行は補助対象外
	3．交際費		０円	補助対象外
	4．需用費	消耗品費	４６，０００円	消耗品:100 円×460 人=46,000 円
		食糧費	１８０，０００円	補助対象外
		印刷製本費	１６，６００円	募集チラシ印刷代:3,150 円×4 箱×1 回=12,600 円 ぷちおおいそ町民証:8 円×500=4,000 円
		修繕料	０円	
	5．役務費	通信運搬費	０円	
		使用料	８４０，０００円	ステージ・照明・音響レンタル:700,000 円×1 式=700,000 円 職業体験各種機材レンタル料:20,000 円×5 件=100,000 円 運搬用レンタカー代:40,000 円×1 台=40,000 円
		手数料	０円	
		保険料	３９，０００円	レクレーション保険:26,000 円×1.5 日×1 回=39,000 円
	6．備品購入費		５０，０００円	ぷちおおいそ町民証ホルダー: 100 円×500=50,000 円
	7．その他		１５，０００円	ゴミ処分費:15,000 円×1 日×1 回=15,000 円
	支 出 合 計		１，２８６，６００円	

※ 当該事業にかかるすべての経費（見込額）について、補助対象外経費も含めて記載してください。

第３号様式（第９条関係）

町民活動団体概要書

団体名	ぷちおおいそ実行委員会
代表者名	横井 太一
所在地	住　所：大磯町[redacted] 電　話：[redacted]　FAX：－ E-mail：[redacted]
発足年月日	平成２７年５月１日
構成員数（会員数）	６名
団体の目的	平成27年に公益社団法人平塚市青年会議所メンバーと大磯町内のボランティア、事業者有志により結成。大磯町および大磯町教育委員会の後援を受け、子どもの健全育成と地域の連携強化を目的に「ぷちおおいそ」の企画・開催・運営を行う。
主な活動	• 年次イベント「ぷちおおいそ」の企画・運営 • 事前学習会（子ども会議・ボランティア会議）による次世代リーダー育成と地域連携の推進 • 企画・運営における企業連携の推進 • 他地域（県内外）でのノウハウ共有・支援（例：「ぷちおきなわ」等への協力） • 広報活動と協力者・ボランティアの募集・育成
年間予算	1,286,600円
過去における大磯町公募型補助金の交付実績	有　（　　年度）　・　(無)
過去２年間における上記補助金以外の大磯町からの補助金・助成金を受けた実績	有　（　　年度） （補助金名称：　　） (無)
大磯町以外からの補助金・助成金を受けた実績	(有)（令和５年度～令和８年度（見込み）） （補助金名称：　子どもゆめ基金　） 無

第4号様式（第9条関係）

大磯町町民活動補助金事業計画書

1　事業で取り組む課題

- **子どもの社会理解不足**
  学校教育だけでは体験しにくい「働くこと」「税」「貨幣経済」などの実践的理解が不足している。
- **地域の世代間交流の希薄化**
  地域内での若年層と大人世代の接点が減少しており、地域愛・つながりの醸成が必要。
- **運営リソースの確保**
  協力者・ボランティアの安定確保や協力者拡大が必要。

2　課題解決に向けた事業の達成目標

- **教育面**
  参加した子どものうち 90%以上が「働くことやお金の仕組みを理解した」と回答すること（アンケートによる）。
- **地域連携**
  協力企業・団体の拡大と、ボランティア登録数・継続率を向上させること。
- **運営人材**
  大学生・社会人 OB 等の運営協力者を確保し、次年度以降の運営継承体制を確立すること。

3　事業の内容とスケジュール（スタッフ及び参加予定人数）

- **事前準備（7 月～10 月）：子どもリーダー10～20 名、ボランティア・協力企業 10～30 名、実行委員 6 名**
  - 7 月：第 1 回 子ども会議（働く心構え、ブース概要説明）
  - 8 月：第 2 回 子ども会議（ブース決定、企業訪問）
  - 9 月：第 3 回 子ども会議（店名・価格・求人費等の決定）
  - 10 月（開催直前）：第 4 回 子ども会議（装飾・求人ポスター作成）
- **開催日（10 月 25 日）：子どもリーダー・参加者 230 名、ボランティア・協力企業 160 名、来賓・保護者 350 名、実行委員 6 名**
  - 会場設営開始 07:00、出展者集合 08:30、子ども受付 09:20、開会式 09:45、体験開始 10:00、片付け 13:45、閉会式 14:15、撤収完了 16:00
  - 会場内に町役場・ハローワーク・銀行・税務署・職業ブースを設置。20 分単位で給与（仮想通貨「ぷち」）を支給、所得税 10%を納税。銀行で給与受取、仮想通貨で買い物を行う流れを運用
- **事後評価（開催後 1 か月以内）**
  - 参加者・協力者アンケート集計、運営反省会、次年度計画案作成

4　事業の期待される効果

- 子どもたちが実体験を通じて労働の意義、貨幣経済、税の仕組み、人間関係の重要性を理解する
- 準備・運営を通じて世代間の交流が生まれ、地域内の新たな協力関係が構築される
- 中高生・大学生が運営に関わることで次世代リーダーの育成につながる
- 広報強化と他地域連携により地域の魅力発信が進み、協力者・参加者の増加が期待できる
- リモートワーク体験やSDGsブースにより参加者のICTスキルと持続可能性への理解が深まる

5　事業継続の展望と方法

- **運営継承**
  過去参加者や運営ボランティアが社会人となって協力を申し出ており、世代を超えた運営継承が可能です。今後は「ぷちおおいそ出身者」を運営スタッフとして組織化し、ノウハウを体系化して引き継ぎます。
- **連携ネットワークの拡大**
  大磯町内外の子どものまち運営団体や企業との連携を強化し、人的・物的リソースの共有による負担分散、および活動改善のためのアイディア共有を実現します。
- **広報強化**
  SNS・地域メディア・学校連携を活用して協力者・ボランティア募集に係る露出を増やします。
- **継続的改善**
  参加者アンケートと運営反省を毎年実施し、時代に合わせた活動内容の改善を継続的に実施します。

【該当の場合のみ御記入ください】

6　（同一事業で２回目以降の補助を申請する場合）過去に補助を受けた事業の成果と引き続き補助を受けることによる事業の発展見込などを御記入ください。

7　（これまでに補助を受けたことのある団体等が別の事業名で申請する場合）これまでの事業と今回申請する事業との相違点を記入してください。

ぷちおおいそ実行委員会規約

第１章　総則

第１条（名称
　本会は、名称をぷちおおいそ実行委員会とする。

第２条（事務所）
　本会は、事務所を神奈川県中郡大磯町[redacted]に置く。

第３条（目的）
　本会は、子ども向け職業体験イベント「ぷちおおいそ」を準備、実施し　継続して運営することを目的とする。

第４条（事業）
　本会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。
(1)　ぷちおおいそ」の企画・運営に関する事項。
(2)　ぷちおおいそ」の広報に関する事項。
(5)　ぷちおおいそ　開催報告に関する事項。
(6)　ぷちおおいそ」の予算及び決算に関する事項。
(7) 前各号に掲げるもののほか、前条の目的を達成するために必要な事項。

第２章　組織

第５条（委員）
　本会に、委員を置く。
(1) 委員は、「ぷちおおいそ」の準備、実施、運営にあたる。

第６条（役員）
　本会に、次の役員を置く。
(1)　委員長　１人
(2)　副委員長　2人

第７条　（職務）
1.　会長は、本会の業務を統括し、本会を代表する。
2.　副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたとき、その職務を代行する。

第８条（任期）
　役員の任期は、本会の解散までとする。
役員は本人の申し出　及びその他業務の遂行が困難な状況の発生等により交代する

第３章　会計

第９条（経費）
　本会の経費は、次に掲げるものをもって構成する。
(1) 補助金・助成金
(2) 寄付金・協賛金
(3) その他の収入

第１０条（会計期間）
本会の会計期間の始期は2023年4月1日、会計期間は1年間とする。
本会の会計に関し、必要な事項は、会長が別に定める。

第４章　解散

第１１条（解散）
本会は、第３条に掲げた目的を達成した時点で解散する。

第５章　補則

第１２条（その他必要な事項）
この規約に規定するもののほか、本会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

令和8年4月19日現在

団体構成員（役員・事務局職員及び会員等）名簿

団体名：　ぷちおおいそ実行委員会

役職名	氏　　名	自　宅　住　所	連絡先電話番号	勤務先/所属先	給与の有無
実行委員長	横井太一	葉山町[redacted]	[redacted]	[redacted]	無
副実行委員長	岡村京太郎	大磯町[redacted]	[redacted]	[redacted]	無
副実行委員長	三栖萌々子	大磯町[redacted]	[redacted]	[redacted]	無
実行委員	奥野　綾	大磯町[redacted]	[redacted]	[redacted]	無
実行委員	清水　豊子	大磯町[redacted]	[redacted]	[redacted]	無
実行委員	宮代とよ子	大磯町[redacted]	[redacted]	[redacted]	無

第１号様式（第９条関係）

大磯町町民活動補助金企画提案申請書

令和８年４月14日

大 磯 町 長

団体等の名称　湘南西部スポーツクラブ
住所　秦野市[redacted]
℡[redacted]
代表者名　安藤　岳彦

令和８年度補助金の交付を受けたいので、大磯町町民活動補助金交付要綱第９条に基づき、次のとおり大磯町町民活動補助金企画提案申請書を提出します。

１．事業区分（大磯町補助金等交付規則別表第１の公募型補助事業から選択） ８　文化スポーツ活動事業
２．事業名称 パラスポーツ普及・推進事業
３．事業目的 障がいの有無や性別・年齢に関わらず行えるパラスポーツ（主に車いすバスケットボール、ボッチャ）を習い事のように定期的に楽しめる場を、継続・発展させ、身近なスポーツにしていくこと。
４．事業計画（具体的に） ● 大磯町立国府小学校体育館、メタックス体育館はだのにてそれぞれ月１回の車いすバスケットボールスクール（ビギナー向け）、パラスポーツ体験会を開催。 ● 11月22日（日）、3X3車いすバスケットボール大会（ビギナー向け）を開催。 ● 大磯町社会福祉協議会主催「夏休み車いすバスケットボール体験教室」への講師派遣、大磯チャレンジフェスタでのブース出展 ● のぼり、スポーツ用看板を制作し、町内における事業の認知度向上を図る。
５．補助希望額 令和８年度希望額　30,000円 前年度　交付決定額　　円（※該当団体等のみ）
６．特記事項

【添付書類】
・当該事業にかかる収支予算見込書（第２号様式）、町民活動団体概要書（第３号様式）、大磯町町民活動補助金事業計画書（第４号様式）
・団体等の設立趣旨、組織機構がわかる書類、会員名簿
・前年度事業実績書及び決算書（※該当団体等のみ）

第２号様式（第９条関係）

収　支　予　算　見　込　書

令和８年４月14日

大磯町長

団体等の名称　　湘南西部スポーツクラブ
事業名称　　パラスポーツ普及・推進事業

次のとおり当該事業にかかる令和８年度収支予算見込書を提出します。

項目	科目		金額	内容・算出根拠等
収入の部	１．会費		87,000円	300円×250名（スクール） 500円×24名（3X3大会）
	２．事業収入		0円	
	３．寄附金		20,000円	
	４．町補助金		30,000円	補助要望額と一致
	５．その他		0円	
	収入合計		137,000円	
支出の部	１．謝金		0円	
	２．旅費		0円	親睦旅行は補助対象外
	３．交際費		0円	補助対象外
	４．需用費	消耗品費	円	
		食糧費	円	補助対象外
		印刷製本費	円	
		修繕料	円	
	５．役務費	通信運搬費	円	
		使用料	48,800円	施設使用料1,400円×6＋2,800円×6（スクール）＋3X3大会会場・備品使用料5,600円＋ホームページ管理費
		手数料	円	
		保険料	30,040円	スポーツ安全保険料（2,000円×10名＋システム利用料140円） 1DAYレジャー保険料（300円×33名）
	６．備品購入費		58,160円	イベント用のぼり、スポーツ用看板の制作（認知度向上）
	７．その他		円	
	支出合計		137,000円	

※　当該事業にかかるすべての経費（見込額）について、補助対象外経費も含めて記載してください。

第３号様式（第９条関係）

町民活動団体概要書

団体名	湘南西部スポーツクラブ
代表者名	安藤　岳彦
所在地	住　所：秦野市[redacted] 電　話：[redacted]　FAX：[redacted] E-mail：[redacted]
発足年月日	令和４年４月１日
構成員数（会員数）	11 名（車いすバスケットボールプレイヤー、理学療法士、作業療法士、社会福祉士、パラスポーツ指導員、大磯町民３名等）
団体の目的	障がいの有無や性別・年齢に関わらず行えるパラスポーツ（主に車いすバスケットボール、ボッチャ）を習い事のように定期的に楽しめる場を創設・運営すること。 これをもって大磯町、秦野市においてパラスポーツを身近なスポーツとし、地域共生社会の構築に寄与すること。
主な活動	● 車いすバスケットボールスクール（ビギナー向け） ● パラスポーツ体験会 ● 3X3 車いすバスケットボール大会（ビギナー向け） ● 大磯町社会福祉協議会主催「夏休み車いすバスケットボール体験教室」への講師派遣、大磯チャレンジフェスタでのブース出展、ほか
年間予算	137,000 円
過去における大磯町公募型補助金の交付実績	有　（　　年度）　・　（無）
過去２年間における上記補助金以外の大磯町からの補助金・助成金を受けた実績	有　（　　年度） （補助金名称：　　） （無）
大磯町以外からの補助金・助成金を受けた実績	（有）　（令和５年度） （補助金名称：秦野市市民活動サポート事業） 無

第４号様式（第９条関係）

大磯町町民活動補助金事業計画書

1　事業で取り組む課題

障がいのある児・者や運動が苦手な町民（発達障害などがグレーゾーンである場合を含む）がスポーツ活動に取り組める機会は、ごく限られている。

また、「障がいの有無や性別・年齢に関わらずともにスポーツ活動を楽しめる場」は少なく、個々の特性に合わせた配慮・支援ができる構成員で組織されている地域スポーツ団体もごく限られているのが現状である。

加えて、TOKYO2020 大会前後を契機にパラスポーツがメディアで取り上げられる頻度が増え全国各地で体験の機会も残されているものの、一方で「継続して楽しむことができる機会」はほぼ皆無である。

2　課題解決に向けた事業の達成目標

令和４年４月に団体を設立、令和５年４月より大磯町立小学校での車いすバスケットボールスクール、パラスポーツ体験会を開始した。2025 年度の延べ参加者数*1は 202 名。うち、大磯町内からは 20 名であった。

＊1　延べ参加者数：保護者、受託事業を除く

広報物品の制作などを通じて本事業の普及・推進を図り、以下を目標とする。

- 令和８年度
  延べ参加者数 250 名（特に大磯町民の見学・体験、参加を増やす）
- 令和９年度
  延べ参加者数 300 名（特に大磯町民の見学・体験、参加を増やす）
  大磯町社会福祉協議会主催の福祉体験教室や大磯チャレンジフェスタでの広報を通じて、大磯町内の小中学校から、大磯町社会福祉協議会を通じた福祉体験教室の依頼を受託できる。
- 令和 10 年度
  湘南大磯病院より新たな運営メンバー1 名を獲得（リハビリテーション専門職）
  大磯町内の小中学校から、大磯町社会福祉協議会を通じた福祉体験教室の依頼が複数校に増え、福祉教育の一つとして地域に定着する。

3　事業の内容とスケジュール（スタッフ及び参加予定人数）

- 車いすバスケットボールスクール（ビギナー向け）、パラスポーツ体験会の開催
  毎月１回、日曜日（スタッフ：５名、参加予定人数：月平均 20 名*2）
- 3X3 車いすバスケットボール大会（ビギナー向け）
  11 月 22 日（日）（スタッフ：７名、参加予定人数：60 名*2）
- 大磯町社会福祉協議会等の主催するイベントへの講師派遣
  夏休み期間（スタッフ：５名、参加予定人数：各イベント 10～50 名*2）
- 大磯チャレンジフェスタでの車いすバスケットボール体験ブースの出展
  10 月の日曜日（スタッフ：５名、参加予定人数：延べ 100 名）

＊2　参加予定人数：保護者を除く

4　事業の期待される効果

事業の普及・推進を通じて延べ参加者数が増えることで、以下の効果が期待される。

- 町内在住の障がいのある児・者や運動が苦手な町民のより多くがスポーツ活動に取り組めるようになる。（あるいはその機会を持てる）
- 障がいの有無や性別・年齢に関わらずともにスポーツ活動を楽しめる場が町内に定着する。
- 個々の特性に合わせた配慮・支援ができる運営メンバー（町内在勤）が増える。
- 大磯町・秦野市を中心に地域共生社会の推進を図ることができる。

5　事業継続の展望と方法

本団体は代表が大磯町出身であるため、創設当初より大磯町・秦野市を拠点として持続可能な事業の範囲で活動している。主な活動日は週末に限定されており、今後も無理なく、長期にわたって継続できるものと考える。

パラスポーツはメジャースポーツと比較して競技人口が極めて少ない。しかし、大磯町内からの参加者は年々少しずつ増えてきており、広報物品をイベント等で活用することで認知度が向上し、町内からの参加者の増加を見込めるものと考える。

【該当の場合のみ御記入ください】

6　（同一事業で２回目以降の補助を申請する場合）過去に補助を受けた事業の成果と

引き続き補助を受けることによる事業の発展見込などを御記入ください。

7　（これまでに補助を受けたことのある団体等が別の事業名で申請する場合）これまでの事業と今回申請する事業との相違点を記入してください。

湘南西部スポーツクラブ　会則

（名称）

第１条　この団体は、湘南西部スポーツクラブという。

（事務所）

第２条　この団体は、主たる事務所を神奈川県秦野市に置く。

（目的）

第３条　この団体は、年齢や障がいの有無に関わらず、誰でも車いすバスケットボールなどのパラスポーツを楽しめるクラブを作ることを活動目的とし、2022年４月１日に設立する。

（団体活動の種類）

第４条　この法人は、前条の目的を達成するため次に掲げる種類の活動を行う。

(1) 保健・医療・福祉の推進を図る活動

(2) 学術・文化・芸術・スポーツの振興

(3) 子どもの健全育成

（事業）

第５条　この団体は、第３条の目的を達成するため、次の事業を行う。

(1)　車いすバスケスクール

(2)　車いすバスケステップアップ教室

(3)　パラスポーツ体験会

(4)　他団体の主催する事業への講師派遣

(5)　ほか、この団体の目的を達成するために必要な事業

（会員）

第６条　本会の会員は、次の１種類とする。

(1) 正会員は、この会の目的に賛同し入会した者とする。

（入会）

第７条　会員として入会しようとする者は、入会申込書を代表に提出して、クラブの承認を得るものとする。

（会費）

第８条 会員は、以下に定める会費を納入しなければならない。

(1) 参加者　１回300円（会場使用料として）

(2) 見学・体験者　無料

（退会）

第９条 会員は、退会届を代表に提出し、任意に退会することができる。

2 会員が、次の各号のいずれかに該当するときは、退会したものとみなす。

(1) 本人が死亡したとき。

(2) 会費を1年以上納入しないとき。

(役員)

第10条 本会に次の役員を置く。

(1) 会長

(2) 副会長

(3) 監査役

2 第1項に定める役員は、会員の互選により選出する。

3 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

(職務)

第11条 会長は、本会を代表し、その業務を統括する。

2 副会長は、会長を補佐し、これに事故あるときまたは欠席のときは、その職務を代行する。

3 監査役は、会の業務および財産の状況を監査する。

(解任)

第12条 役員が次の各号のいずれかに該当するときは、クラブの議決により、これを解任することができる。

(1) 心身の故障により、職務の執行に堪えられないと認められるとき。

(総会)

第13条 本会の総会は、正会員を持って構成し、年に1回開催するものとする。ただし、必要があるときは臨時に開催できるものとする。

2 総会は、以下の事項について議決する。

(1) 会則の変更

(2) 解散

(3) 事業の変更

(4) 事業報告及び収支決算

(5) 役員の選任又は解任

(6) その他会の運営に関する重要事項

3 総会は、正会員の過半数の出席がなければ、開会することができない。

(議事録)

第14条 総会の議事については、議事録を作成する。

(役員会)

第15条 役員会は役員を持って構成する。ただし、監査役を除く。

2 役員会は、総会の議決した事項の執行に関する事項及びその他総会の議決を要しない業務の執行に関し、議決する。

(事業報告書及び決算)

第16条 会長は、毎事業年度終了後3か月以内に事業報告書、収支計算書を作成し、監査を経て総会の承認を得なければならない。

（事業年度）
第17条 本会の事業年度は、4月1日に始まり、翌年3月31日までとする。
（事務局）
第18条 本会の事務を処理するため、事務局を置く。
（委任）
第19条 この会則に定めのない事項は、総会の議決を経て、会長が別に定める。
（変更）
第20条 この会則は、総会において、出席者の3分の2以上の承認がなければ変更できない。
附則
1 この会則は、2022年4月1日から施行する。

様式2

役員名簿

2026年4月1日現在

団　体　名：湘南西部スポーツクラブ	運営メンバー：11名
代表責任者：安藤岳彦	電話番号：[redacted]
住　　所：秦野市[redacted]	e-mail：[redacted]
副責任者：外園子竜	電話番号：
住　　所：平塚市[redacted]	e-mail：

番号	氏　　名	学年	住所		通学		
			町内	町外	町内	町外	
1	安藤　岳彦			○			代表
2	外園　子竜			○			コーチ
3	長田　龍司			○			コーチ
4	高木　美野			○			
5	吉田　祐太			○			
6	湯川　佳未			○			
7	大津　佑樹			○			
8	滝川　美咲			○			
9	安藤　憲和		○				
10	安藤　敏子		○				
11	浜田　ふき代		○				

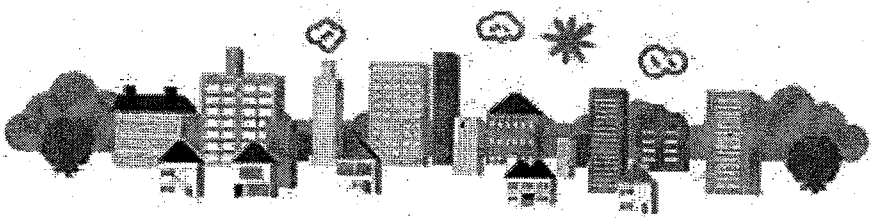

令和8年度
町民活動推進補助金事業募集案内

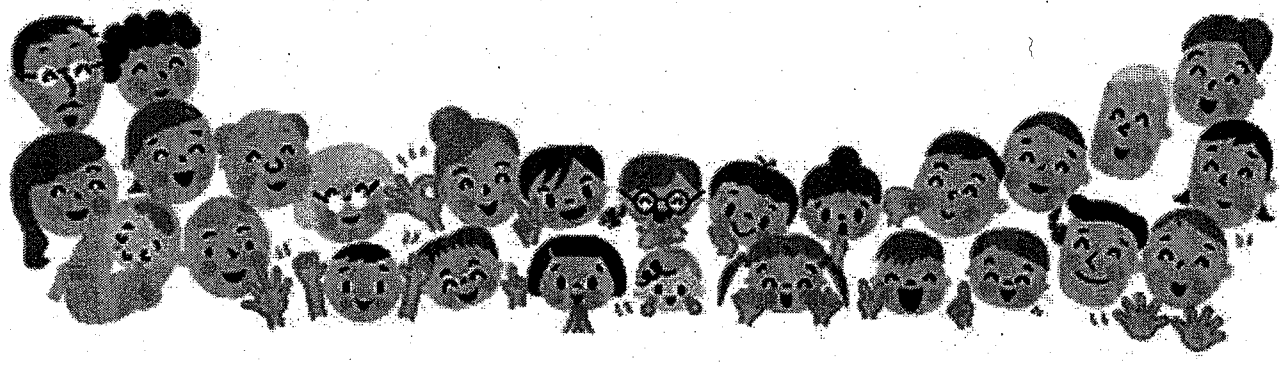

町民活動推進補助金とは、町民の皆さんが生活する中で直面する様々な課題に、自らの意思で取り組む「町民活動」に対して、財政的に支援しようとするものです。

募集締切　令和８年４月20日(月)

※提出前に必ず書類内容をご相談ください

【問い合わせ】
大磯町役場 本庁舎１階　町民福祉部町民課 町民協働係
〒255−8555 大磯町東小磯183番地
TEL：0463-61-4100（代表）内線：237

目　次

1．町民活動推進補助金事業とは・・・・・・・・・・・・ P1

2．補助の対象となる団体等・・・・・・・・・・・・・・ P1

3．補助の対象となる事業・・・・・・・・・・・・・・・ P2

4．補助金の交付額・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P2

5．補助の対象となる経費・・・・・・・・・・・・・・・ P3

6．補助の対象となる期間・・・・・・・・・・・・・・・ P3

7．公募事業の申請・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P4

8．選考方法・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P4

9．選考結果の通知・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P5

10．事業完了後の手続き・・・・・・・・・・・・・・・ P5

11．事業結果報告会・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P5

12．事業の流れ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P6

1. 町民活動推進補助金事業とは

町内で、様々な分野において意欲的に活動する団体等を対象に、町で定めた一定の交付基準を満たす事業に対して補助金を交付します。

補助金の交付事業は、社会的需要や公益性、公正性を重視したものとなっており、補助事業は公募とします。

なお、補助対象事業に対する補助金の交付は1年度につき1回とし、同一団体等に対する交付回数は通算して3回を限度とします。

2. 補助の対象となる団体等

補助金の交付対象は次の団体等となります。

- 3人以上の町民(在学、在勤、在活動を含む。)で構成される町民活動団体等又は補助事業の申請までに設立される町内の団体等。
- 継続して活動を行う見込みがあること。
- 営利を主たる目的としていないこと。

※ただし、次の項目に一つでも該当する団体等は補助の対象とはなりません。

- 法令、条例等に違反する活動をしている団体等
- 公の秩序又は善良の風俗を害する活動をしている団体等
- 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを主たる目的とする活動
- 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを目的とする活動
- 特定の公職（公職選挙法(昭和25年法律第100号)第3条に規定する公職をいう以下、同じ。）の候補者(当該候補者になろうとする者を含む。)若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれに反対することを目的とする活動





3. 補助の対象となる事業

補助対象事業の内容は、次に定める事業となります。

事業区分	主な項目
1　安全対策事業	防災、防犯、交通安全、消費生活　等
2　福祉対策事業	高齢者福祉、障害者福祉、地域福祉　等
3　健康づくり事業	保健、医療　等
4　交流対策事業	コミュニティ活動、情報化　等
5　自然環境事業	自然保護、環境保全、環境美化　等
6　次世代育成事業	子育て支援、青少年健全育成、学校教育、幼児教育等
7　生涯学習事業	生涯学習、人権、男女共同参画　等
8　文化スポーツ活動事業	文化活動、文化財保全、スポーツ・レクリエーション等
9　まちづくり事業	まちづくり、景観形成、生活交通　等
10 地域活性化事業	産業（農業・漁業・商工業）振興、観光振興　等

※ただし、次の項目に一つでも該当する事業については、補助対象となりません。

①町等から他の補助金または交付金を受ける事業

②補助対象団体等の運営経費に係る事業

③営利を主たる目的とする事業

④宗教の教義を広め、信者の強化育成を目的とする事業

⑤集団的又は常習的に暴力行為を行うおそれのある組織の利益になると認められる事業

4. 補助金の交付額

補助金の交付額は、次の区分に応じて算出した額で、町の予算の範囲内で交付します。ただし、一部補助対象外となる経費があります。

<table>
<tr><th></th><th>団体設立１年目</th><th>団体設立２年目</th><th>団体設立３年目</th><th>団体設立４年目以降</th></tr>
<tr><td>運営費</td><td rowspan="2">運営費を含む
補助率 100%
上限 10 万円</td><td colspan="2" rowspan="2">運営費を含む
補助率 50%
上限 50 万円</td><td>運営費の補助はありません</td></tr>
<tr><td>運営費を除く
事業費</td><td>補助率 50%
上限 50 万円</td></tr>
<tr><td></td><td colspan="4">交付は合計３回まで</td></tr>
</table>

5. 補助の対象となる経費

補助対象となる経費は、事業を実施するために直接必要とする経費に限ります。

経費項目	補助対象となる経費の例
謝金	外部講師、指導者等に対する会議出席のお礼や活動協力のお礼等 ※団体等の構成員に対する謝礼や支払先が明確でない金券等は対象外
旅費	講師等に支払う活動場所までの交通費、会議出席のための交通費等 ※事業の参加者の交通費等は対象外
消耗品	チラシ・パンフレット等の用紙代や材料代、会議資料、活動資料等 ※事業以外で使用する消耗品は対象外
印刷製本費	活動事業の募集案内、広報ポスター、パンフレット、活動資料のコピーや冊子作成のための印刷製本費等 ※事業以外で使用する資料や冊子作成等に係る印刷製本費は対象外
修繕料	事業実施に伴い必要不可欠と認められる修繕料
通信運搬費	募集案内、活動資料等を送付するための切手代や物品宅配便料等
使用料	会場や施設の使用料、機具等の使用料、バスの借上料等
手数料	事業実施に伴い必要不可欠と認められる手数料
保険料	活動事業に係る損害賠償保険、イベントを行う場合の来場者保険等 ※事業参加者の個別の傷害保険等は対象外
備品購入費	事業実施に伴い必要不可欠と認められるもので管理責任者を明確にしたもの
その他	上記の項目に該当しないが、事業実施に伴い必要不可欠と認められる経費

6. 補助の対象となる期間

令和８年４月１日から令和９年３月31日までの間に実施される事業が対象となります。募集の段階で既に開始している事業も対象となりますが、補助金は上記期間に生じた経費に対してのみ交付します。

7. 公募事業の申請

次の提出書類を揃えて期限までに提出してください。なお、提出書類は、町民課町民協働係窓口と国府支所で配布している他、町ホームページからもダウンロードが可能です。

◆提出書類

- 大磯町町民活動補助金企画提案申請書（第１号様式）
- 収支予算見込書（第２号様式）
- 町民活動団体概要書（第３号様式）
- 大磯町町民活動補助金事業計画書(様式第４号)
- 団体の規約、会則又は定款
- 役員名簿
- 申請団体の実績報告又は活動実績がわかる書類（任意様式）

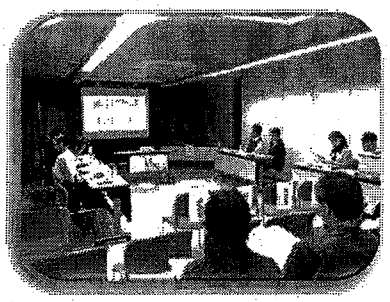

◆締切

令和８年４月20日（月）必着

◆提出先

大磯町役場 町民福祉部 町民課 町民協働係（本庁舎１階３番窓口）

※受付時間　午前８時３０分から午後５時１５分まで（土日祝日除く）

※郵送・メール・ＦＡＸでの提出は受付しておりません。

※提出前に、申請内容の確認をいたします。事前にご相談ください。

8. 選考方法

公募事業の選考にあたっては、町民課及び当該事業に係る庁内所管課による提出書類の内容確認後、学識経験者及び公募町民等で構成する大磯町補助金等評価委員会で評価を行い、町が予算の範囲内で補助事業を決定します。なお、選考の結果、補助事業の不採択又は一部減額による補助となる場合があります。

補助金等評価委員会での選考は、公募事業の実施を希望する団体等による公開プレゼンテーション後の質疑応答及び非公開での評価により、補助金交付候補事業の選考、補助金額の査定・配分（予算の範囲を超えた場合は、評価による按分）等を行います。

※評価については、以下８項目の観点から評価します。

①先駆性（創造性）	②公益性/公平性	③社会的需要度/事業効果
④事業実現性	⑤自立性	⑥継続性
⑦経費の妥当性	⑧地域性	

9. 選考結果の通知

選考の結果は、全公募団体等に通知するとともに、町ホームページで公表します。

公募型補助金対象事業として採択された団体等には、選考結果の通知と合わせて補助金交付申請書等を送付します。この申請に基づき、補助金の交付を決定します。

ただし、補助金等評価委員会でのプレゼンテーション内容と異なる補助金交付申請がされたときは、交付の決定をしない場合があります。

10. 事業完了後の手続き

事業完了した後は、事業完了の日から１か月以内に補助事業等実績報告書（第９号様式）及び収支決算書（第10号様式）を提出してください。提出いただいた補助事業等実績報告書に基づき、補助金額を確定します。

なお、確定した補助金額が当初交付決定をした補助金額より少ない場合には、その差額分は返還していただきます。

11. 事業結果報告会

補助金が交付された事業については、事業結果報告会にて、補助団体から事業の成果を発表していただきます。

～事業結果報告会の様子～

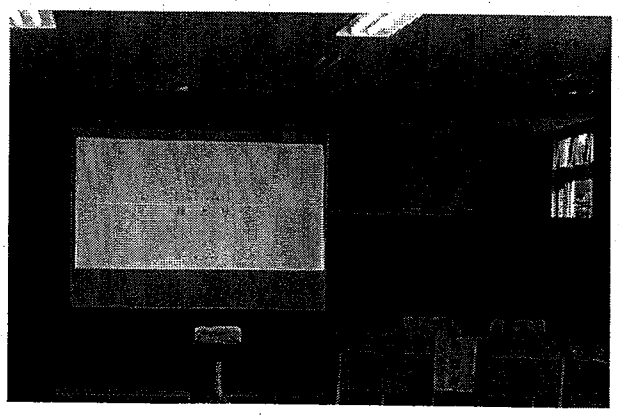

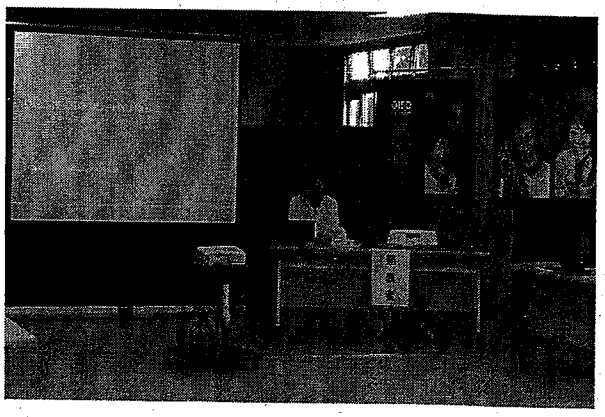

12. 事業の流れ

町民活動推進補助金事業の大まかな流れは以下のとおりとなります。

補助金募集案内配布（3月下旬～）

↓

公募事業の申請（令和８年４月１日～20日）
＊提出前に町民課に書類内容確認を必ず受けてください
（提出に来られる日を事前にご連絡ください。）

↓

書類内容の確認

↓

補助金等評価委員会における評価（令和８年５月上旬～中旬＊予定）
【事業プレゼンテーション（公開）】

↓

補助金等評価委員会の評価結果に基づき、町で採択・不採択の決定

↓

採択を受けた団体から補助申請、町交付決定

↓

事業実施～事業完了（実績報告書の提出）

↓

事業結果報告会（公開）【令和９年５～６月予定】